

令和2年9月4日開会

令和2年9月18日閉会

令和2年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

令和2年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

| | |
|---|----|
| 招集告示 | 1 |
| 会期日程表 | 2 |
| 第 1 号 (9月4日) | |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 3 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 3 |
| 議事日程 | 4 |
| 議長挨拶 | 6 |
| 町長挨拶 | 6 |
| 開会の宣告 | 8 |
| 議事日程の報告 | 8 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 諸般の報告 | 9 |
| 決算審査特別委員会の設置 | 12 |
| 認定第1号～認定第6号、議案第30号～議案第36号、承認第9号の 上程、説明 | 13 |
| 同意第14号の上程、説明、質疑、採決 | 22 |
| 発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 23 |
| 散会の宣告 | 25 |

第 2 号 (9月7日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 出席議員 | 27 |
| 欠席議員 | 27 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 27 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 27 |
| 議事日程 | 28 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 開議の宣告 | 29 |
| 議事日程の報告 | 29 |
| 認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について | 29 |
| 議案第30号～承認第9号の各委員会付託について | 29 |
| 一般質問 | 30 |
| 松本健君 | 30 |
| 久保憲史君 | 39 |
| 松田晴光君 | 41 |
| 森内哲也君 | 45 |
| 池田年夫君 | 52 |
| 渡辺哲久君 | 60 |
| 散会の宣告 | 69 |

第 3 号 (9月18日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 出席議員 | 71 |
| 欠席議員 | 71 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 71 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 71 |
| 議事日程 | 72 |
| 開議の宣告 | 73 |
| 議事日程の報告 | 73 |
| 特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決 | 73 |
| 閉会中の継続審査について | 90 |
| 町長挨拶 | 90 |
| 閉会の宣告 | 92 |
| 署名議員 | 93 |

三宅町告示第61号

令和2年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

令和2年8月21日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和2年 9月 4日 金曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和2年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和2年9月 4日金曜日

15日間

令和2年9月18日金曜日

| 目次 | 月日曜日 | 開会時間 | 摘要 |
|-------|-----------|----------|---------------------|
| 第1日目 | 9月4日 金曜日 | 午前10時00分 | 定例会開会 (提案説明・諸報告) |
| 第2日目 | 9月5日 土曜日 | | 休会 |
| 第3日目 | 9月6日 日曜日 | | 休会 |
| 第4日目 | 9月7日 月曜日 | 午前10時00分 | 議会再開(一般質問等) |
| 第5日目 | 9月8日 火曜日 | 午前9時30分 | 決算審査特別委員会 |
| 第6日目 | 9月9日 水曜日 | | 休会 |
| 第7日目 | 9月10日 木曜日 | 午前9時30分 | 決算審査特別委員会 |
| 第8日目 | 9月11日 金曜日 | 午前9時30分 | 総務建設委員会 |
| 第9日目 | 9月12日 土曜日 | | 休会 |
| 第10日目 | 9月13日 日曜日 | | 休会 |
| 第11日目 | 9月14日 月曜日 | 午前9時30分 | 福祉文教委員会 |
| 第12日目 | 9月15日 火曜日 | | 休会 |
| 第13日目 | 9月16日 水曜日 | | 休会 |
| 第14日目 | 9月17日 木曜日 | | 休会 |
| 第15日目 | 9月18日 金曜日 | 午前10時00分 | 定例会再々開 |

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和2年9月4日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 渡 辺 哲 久 | 森 内 哲 也 |
| 辰 巳 光 則 | 松 田 晴 光 | 衣 川 喜 憲 |
| 池 田 年 夫 | | |

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|-----------|---------|----------------|---------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | 監 査 委 員 | 片 岡 嘉 夫 |
| 総 務 部 長 | 岡 橋 正 識 | みどりイノベーション推進課長 | 宮 内 秀 樹 |
| 住民福祉部長 | 岸 部 聖 司 | 健康子ども局長心得 | 植 村 恵 美 |
| まちづくり推進部長 | 江 蔵 潔 明 | 教育委員会事務局長 | 森 本 典 秀 |
| 会 計 管 理 者 | 吉 田 明 宏 | | |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 中 谷 亮 一 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | モニター室係 | 村 島 有 紀 |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 辰 巳 光 則 8 番 議 員 松 田 晴 光

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和2年 9月 4日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告
- (3) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第4 選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和元年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和元年度三宅町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算について
- 日程第12 議案第31号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第13 議案第32号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第33号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第15 議案第34号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第35号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第36号 財産の取得について
- 日程第18 承認第9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について

- 日程第19 同意第14号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第21 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） おはようございます。

令和2年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、医療機関をはじめとする各機関の皆様の懸命なご尽力、また町民、事業者の皆様におかれましては、極めて大変な思いをされながら、感染症防止のご協力をいただいていることに、心より敬意を表するところであります。理事者各位と議員各位が協力し合い、この困難を乗り越えるようお願いいたします。

本日提案されております議案につきましては、令和元年度一般会計決算をはじめとし、選任1件、認定6件、議案7件、承認1件、同意1件、発議1件が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げて開会の挨拶といたしたいと思っております。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに令和2年9月三宅町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日頃より町政発展のためのご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、議員の皆様方、そして多くの町民の皆様並びに各団体の方々から温かいご支援とご支持をいただき、引き続き4年間の町政をお預かりすることになりました。選挙期間を通して、住民の皆様から「少しずつ三宅が変わってきたね」とお声がけをいただき、これまでの4年間の取組の一端が評価いただけたものと嬉しく思うとともに、この町のさらなる成長を期待してご信任をいただいたものと、改めて身の引き締まる思いを実感しております。

コロナ禍の中の選挙となりましたが、これからの社会の価値観が多様化し、大きく変革していく時期に来ているものと実感しているところでもございます。

選挙機関中においても、私の考える未来のビジョンについて訴えてまいったところがございますが、この場をお借りいたしまして、改めて所信の一端として述べさせていただく機会を頂戴したいと存じます。

「競争から共創へ～みんなで作るとともに育ち育てるまち三宅町へ」をスローガンに、幸せ度ナンバーワンを目指し、住民の皆様と対話でつながる「みんなの三宅町」を実現するため、タウンミーティングやまちづくりトーク、ワークショップ等を重ねてまいりました。話し合いを行い、地域の課題や悩みを共有することで、行政主体のまちづくりから住民、行政、企業がそれぞれの得意な部分を生かし、協力するまちづくりがスタートしました。

時代の変化、価値観の多様化が進み、行政だけで解決できる課題はますます難しくなります。幸せ度ナンバーワンを実現するためには、住民の皆様に、まちづくりに対して受け身にならず、自分たちで自分たちの住む地域の未来をつくることの楽しさを知っていただきたい。楽しさを知ることで町に愛着が生まれ、幸せの輪が広がり、幸せ度ナンバーワンに近づくものと考えております。これからの4年間は、そんな皆様のやりたいを応援し、一つでも多く実現させるために、御用聞きではなく、応援し、並走していく三宅町行政でありたいと考えております。

そのためにも、私をはじめ職員ももっと地域に飛び出し、まちづくりについて、既存の常識にとらわれない形を模索し、さらなる対話を重ねてまいりたいと考えております。

また、今後のまちづくりのアイデアの一つとして、複合施設を拠点にしながら、まちづくり会社のような組織が市民や事業者主導で立ち上がり、どんどんまちの課題をビジネスベースで取り組んでもらうことができれば、変わり始めた三宅町をさらに成長させることができます。

そんな激動の時代にしっかり対応し、10年後、さらにもっと先の三宅町を持続可能なまちにするため、私に与えられた使命を果たしていく覚悟はできております。これまでの4年間で将来のまちづくりを共に考えるたくさんの仲間ができました。これからの4年間につきましても、一人でも多くの住民の皆様や理念を共有できる企業と連携し、共に育ち育てるまちづくりを進めてまいります。

三宅町を幸せ度全国で一番のまちにするために、議員皆様方と両輪で町政を進め、私に与えられた職責を全力で努めてまいり所存でございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、令和元年度一般会計決算をはじめとする認定6件、令和2年度一般会計補正予算をはじめとする補正予算4件、条例の制定及び一部改正2件、議決案件1件、専決処分事項報告1件、人事の同意1件の計15件の重要案件をご提案申し上げますが、なにとぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番議員、辰巳光則君及び8番議員、松田晴光君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日より9月18日までの15日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月4日より9月18日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承ください。

◎諸般の報告

○議長（衣川喜憲君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査より監査報告を求めます。

片岡監査。

○監査委員（片岡嘉夫君） それでは、報告させていただきます。

監査委員報告。

去る8月24日、松田晴光監査委員とともに令和2年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和元年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和2年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和2年9月4日、代表監査委員、片岡嘉夫。

○議長（衣川喜憲君） 次に、岡橋総務部長より健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま議長からご指示がございました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実施公債費比率は9.9%と、昨年度に比べ増加をいたしております。将来負担比率の32.6%につきましては、昨年度に比べ減少をしております。その主な要因は、実施公債費比率につきましては、地方債償還額の増加によるものであり、将来負担比率につきましては、一般会計及び公営企業会計の地方債残高の減少によるものでございます。資金不足比率はな

しであり、現在は健全段階にあることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 次に、松本議会改革調査特別委員会委員長より委員長報告を求めます。
松本委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、前回6月の第2回定例会での報告の後、本日までの間、6月19日と8月20日の2回の開催を行いました。以下に、本委員会での討議内容を報告いたします。

6月19日には、議会改革に関し、上牧町で実施されているネット中継やタブレットの導入についてと、機能強化に関する部分の討議を実施しました。機能強化の中では、議会による事業評価や議決事項の拡大に関連した議論が多く、併せて現状の決算認定の委員会、議会の進め方についての議論も行われました。

また8月20日には、議員定数と議員報酬についての討議を実施しています。

平成31年3月に出された町村議会議員の議員報酬等の在り方最終報告、この7月22日に実施されたセミナー、適正な議員定数・報酬の決定手法を考えるなどの内容に加えて、近隣の類似自治体の実情を改めて確認した上で、討論を実施しています。

議員定数については、人口減に伴い、定数見直し（削減）は必要、とはいえ2つの委員会が有効に機能する人員を考慮すると、最低人員数はおのずと決まってくるといった意見がありました。また、議員報酬については、明らかに低い、とはいえ報酬引上げについては、住民の皆さんの理解を得られないといった意見が見られました。

これで、委員会の立ち上げ時に示した改革の各項目についての学習、個別討議が終了したことになり、この先、実現性、優先順位を踏まえた全体討議を行うこととなります。

さて、ここでもう一点報告がございます。

以前、本特別委員会報告、令和元年12月議会の際に、この先、三宅町議会に対する意識調査のアンケートを実施することとし、令和2年3月の議会の際には、アンケートの内容が確定し、新年度7月以降に実施することを決定といった報告を行ってまいりました。補足ですが、7月以降に実施というのは、町長選挙を考慮してのことでした。

そして、選挙も終わった8月20日に開催した本特別委員会でアンケート準備を進めるべく議論を再開したところ、アンケートを取ることに反対である旨の意見が出てきました。今さ

らの感もある中で、改めて各委員に賛否を問うたところ、反対4名、賛成3名と反対者が多数を占めたことから、アンケート準備は中断することとなりました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 松本委員長から受けた報告に対して質問をさせていただきます。

質問は3つ、あまりやり取りできないかと思しますので、ぱつと言います。

10月から検討されてきて、議会特別委員会が開催されていて、改めて委員長報告をずっと読んでみました。具体的に何をするのか、議論をしているとか、検討するというお言葉が多くて、何を改革としてするのかとかよく分からなかったのです。で、実際、これはやるんやと分かったのが唯一、アンケートであったというのが1つです。で、いろいろ検討内容もされているという報告を受けていたので、アンケートをするんだなと思っていたんですけども、これは時期をずらしてアンケートするというのではなくて、もうしないということなのかというのが1点と、今回、やろうやという話になったのに、ここで反対になってしまったので、反対をされた方々の意見として具体的にどういうものがあつたのかということをお伝えいただきましたというのが1つ、2点目です。

3点目です。委員長報告ずっと読んできても、やはり検討するというところで、あれ、何をするのかというものが今のところまだ確定していないという感じなんですけれども、情報公開とか住民参加の一環として、議会だよりを出したり、議会報告会、意見交換会というようなことをして、住民さんと交わるようなことはできるのかなとか、やるのかなというのがちょっと分からないんですが、そのあたりの今後のやり方、進め方についても、もう一度確認ということで、教えていただけたらと思います。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） 1点目、これはもう中止、やらないということなのか、時期を見直すということなのかという質問だったと思います。

前回の委員会の決をとった段階では、そこまで明確に話は出ていなかったと思うので、再度委員会に持ち帰って、もう一度討議はしたいと思います。基本的には、もうやらないということでの決だったと思っておりますが、今回の報告の中で、再度戻ったところでもう一度という形をとらせていただきたいと思います。

2点目、3点目あたりのところで、結局何も具体的にやることは決まっていらないんじゃないかという話ございましたので、ちょっと補足させていただきます。

委員会の議論の進め方として、個々の案件ごとに単独でやるやらないというのを決めてい

った場合、それぞれ単独の項目でいうと、やるにこしたことはないというものが大半になると思われましたので、それを順番にやるやると積み重ねていって、最後にパンクしてしまうんじゃないかなという危惧がございました。そういう背景の中で、全体を個々に議論した上で最後に優先順位をつけてどこをやるかという議論をこれからさせていただくというつもりで、進行させていただいているつもりです。

○6番（森内哲也君） アンケートをやらないという反対意見、具体的にもし言えるようであれば。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） アンケートで、反対の意見が出たというのの意見としましては、アンケート集計をした結果、住民の皆さんの多数が賛同するような項目があった場合に、それを無視するわけにはいなくなるんじゃないかというような意見であったり、そうなると分かっているのなら、アンケートの結果を見る前に、自ら自分たちで実施内容を決めたほうがいいんじゃないかといったような意見がございました。これは、いずれも議員定数、議員報酬の議論の中で、講義というかお話の中で、住民の皆さんの声を議員定数や議員報酬みたいところで聞いたなら、大抵は、定数は減らせ、報酬は下げろというような意見になりますよというような講師の方の説明とか、そういう紹介があったことを受けての意見であったと私は記憶しております。

これでよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） ほかにございませんね。

議会改革特別委員会は全員参加ということで、森内議員もその場におられたと思います。で、再度の質問ということで、その場で質問をできたらしていただきたいと思います。

○6番（森内哲也君） いや、ここで聞いたのは今回初めてですよ。ちょっと本会議なので、何か記録に残しておかないといけないのかなという気はしています。委員会の議事録、公開になっていない。

○議長（衣川喜憲君） 質問の内容が、その場で分かったはずだと私は感じました。

以上です。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（衣川喜憲君） 日程第4、選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同

条第2項の規定により9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議長及び議員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第8条の規定はありますが、私のほうで指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に松田晴光君、副委員長に川緒実希子君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第30号～議案第36号、承認第9号の上程、説明

○議長(衣川喜憲君) お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第19、同意第14号 三宅町教育委員会委員の任命については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思っております。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第18、承認第9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算についてまでの認定6件、議案7件、承認1件を一括上程いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者がご説明を申し上げます。

認定第6号 令和元年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益勘定による収入額は1億7,547万5,033円、支出額は1億6,777万3,808円となっております。また、資本勘定による収入額は623万4,600円、支出額は5,645万1,410円で、収支差引額に対して不足する額5,021万6,810円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続いて、補正予算4件についてご説明いたします。

議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策支援事業の国の第2次補正に対応した増額補正でございまして、本町独自の事業として、新たに新生児特別定額給付金事業をはじめ、避難所新型コロナウイルス感染症対策事業、ICT環境整備事業等、地方創生臨時交付金を活用した各種事業の展開を図っております。

それでは、歳入からご説明をいたします。

予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

款10地方交付税では、令和2年度普通交付税の額確定に伴い、9,759万6,000円の増額を行っております。

款13使用料及び手料では、廃棄物処理手数料滞納分2,000円の増額を行っております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、障害者自立支援費等負担金及び介護保険料軽減強化負担金61万5,000円の増額を行っております。同じく項2国庫補助金では、社会保障・税番号制度補助金858万、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,105万3,000円、公立学校情報機器整備費補助金57万5,000円の増額を行っております。

10ページ、11ページをご覧ください。

款15県支出金では、障害者自立支援費等負担金及び介護保険料軽減強化負担金28万5,000円の増額を行っております。

款19繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金4,102万3,000円の増額を行っております。

款20諸収入では、社会福祉協議会の運営補助金及び指定管理料の前年度精算に伴う返還金、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の令和元年度執行残返還金、消防団員安全装備品助成金、合わせて238万6,000円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

款1 議会費では、議員報酬80万8,000円の減額を行っております。

款2 総務費、項1 総務管理費の目1 一般管理費では、職員人件費の過不足調整のため285万9,000円の増額。目3 財産管理費では、公共施設ICT環境整備事業費の委託料2,000万円、公共施設整備基金積立金42万9,000円の増額を行っております。目4 企画費では、テレワーク推進事業に係る委託料の増額、情報システム機器購入費の減額のため、差引537万8,000円の減額を行っております。目7 複合施設整備費では、図書館パワーアップ事業に係る委託料等2,060万6,000円の増額を行っております。目8 財政調整基金費では、公債償還基金積立金1億3,464万円の増額を行っております。

12ページ、13ページに続いて、14、15ページをご覧ください。

目10特別定額給付金事業では、令和2年4月8日以降に出生した子供を対象に1人当たり10万円の給付を行う新生児特別給付事業を実施するため、扶助費等351万円の増額を行っております。同じく項3 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳、戸籍情報、戸籍附票の各システムの情報連携開始に対応するため、委託料858万円の増額を行っております。項4 選挙費では、令和元年度執行の参議院選挙、知事及び県議会議員選挙経費の国・県委託金において、返還金18万9,000円の増額を行っております。

14、15ページに続いて、16、17ページもご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費では、民生児童委員推薦会報酬、障害者自立支援費の返還金等を合わせ、135万9,000円の増額を行っております。目2 老人福祉費、次の目7 後期高齢者医療費では、補助金及び負担金の前年度精算のため、合わせて645万9,000円の増額を行っております。同じく項2 児童福祉費では、目1 児童福祉総務費、次の目2 母子福祉費において、補助金及び負担金の前年度精算のため、合わせて83万6,000円の

増額を行っております。

16、17ページに続いて、18、19ページをご覧ください。

目6老人費では、会計年度任用パート職員に係る人件費の増額、これに伴う人材派遣委託料費等の減額を行い、差引519万9,000円の減額を行っております。目8放課後児童健全育成事業費では、子ども・子育て支援交付金の前年度実績確定に伴う返還金15万9,000円の増額を行っております。

18、19ページに続いて、20、21ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費では、インフルエンザ予防接種費用助成事業、公共的空間安全・安心確保事業、医療救護活動用車両購入事業の実施に伴う経費、新型コロナウイルス感染症予防対策として、分散受診等の実施による委託料等を合わせて833万3,000円の増額を行っております。同じく項2清掃費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金93万6,000円の減額を行っております。

款9消防費では、避難所新型コロナウイルス感染症対策事業及び消防団員安全装備品整備等助成事業に係る備品購入費1,511万円の増額を行っております。

款10教育費、項1教育総務費では、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金事業費返還金等35万2,000円の増額を行っております。

22、23ページをご覧ください。

同じく項2小学校費では、GIGAスクールサポーター配置事業・小学校ICT環境整備事業の実施に伴う経費及び特殊建築物定期点検委託料を併せて1,809万円の増額を行っております。項3中学校費では、式下中学校会計の地方創生臨時交付金事業分として、GIGAスクール構想加速化事業を実施するため、負担金544万6,000円の増額を行っております。項5社会教育費では、複合施設の図書室整備のため当初予算において計上した蔵書管理システムについて、地方創生臨時交付金の活用による図書館パワーアップ事業として予算の組替えを行うため669万9,000円の減額を行っております。

款14予備費では、これらの補正予算に伴う財源調整を行ったものでございます。

4ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為については、放課後児童健全育成事業の業務委託について、令和2年度において業者選定を実施し、令和3年4月より2年間の業務委託に必要な事業費について、債務負担の設定を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は歳入歳出において各々2億3,211万5,000円の増額を

行い、予算総額を53億5,530万9,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第31号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款7繰越金において、前年度繰越金97万5,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3国民健康保険事業費納付金では、退職被保険者の遡及適用による過年度分納付金15万6,000円の増額を行っております。

款8諸支出金では、令和元年度特定健康診査保健指導負担金の国庫及び県負担金の実績額確定に伴う返還金19万2,000円の増額を行っております。

款9予備費においては、これらの補正予算に伴う財源調整のため、62万7,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの97万5,000円を増額し、予算総額を7億2,339万8,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

議案第32号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款5繰越金において、前年度繰越金6万3,000円の増額を行っております。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出におきましては、款2後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金6万3,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの6万3,000円を増額し、予算総額を1億3,278万3,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

議案第33号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金において、令和元年度実績の確定に伴う介護給付費に係るそれぞれの追加交付があったことにより、合わせて1,252万円の増額を行い、款7繰入金では、介護給付費準備基金からの繰入金611万7,000円の減額、款9繰越

金では、前年度からの繰越金1,745万6,000円の増額を行っております。

歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款6諸支出金では、令和元年度実績の確定に伴い、地域支援事業交付金に係る返還金501万1,000円の増額を行い、款8基金積立金では1,884万8,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2,385万9,000円を増額し、予算総額を8億2,885万9,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の制定及び一部改正2件についてご説明いたします。

日議案第34号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、三宅町議会議員選挙及び三宅町長選挙において、1つ、選挙運動用自動車の使用、2、選挙運動用ビラの作成、3、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。なお、施行日は令和2年12月12日でございます。

議案第35号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、通知カードの廃止に係る規定の施行期日が令和2年5月25日とされたことに伴い、本町手数料徴収条例において、通知カード再交付手数料の規定を廃止するものでございます。

続いて、議決案件1件についてご説明いたします。

議案第36号 財産の取得については、ICT環境整備事業学習系端末機器の取得に係り、奈良県の共同調達により、キシステム株式会社奈良本社、契約予定金額1,644万5,000円と決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認第9号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金第2次分及び学校保健特別対策事業費合わせて8,715万9,000円の増額を行っております。

款15県支出金では、県内消費喚起支援事業補助金及び教育支援体制整備事業費補助金合わせて1,089万9,000円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款4衛生費では、感染症対策用品配布事業として、新型コロナウイルスの流行の第2波や、今後の災害時における過程内備蓄品として、サージカルマスク及び消毒用品を全世界帯に向けて配布し、また町外に在住する町内出身の学生に対しても同様の支援を実施するため、委託料等1,308万5,000円の増額を行っております。

款7商工費では、消費喚起支援事業として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内の経済循環及び地域商業の活性化を強力に推進することを目的とし、住民一人当たり地域振興券7,000円及び三宅町セレクトギフト券3,000円の発行事業を実施するため、委託料等8,250万7,000円の増額を行っております。

款10教育費では、スクールサポートスタッフ配置促進事業、きめ細やかな児童生徒支援事業、感染症対策保健衛生用品等購入事業、小学校感染症対策・学習保障等支援事業の実施に伴い、非常勤職員報酬等246万6,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は歳入歳出それぞれに9,805万8,000円を増額し、予算総額を51億2,319万4,000円とする補正予算を行ったものでありまして、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月31日付専決処分を行ったものであり、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるとでございます。

以上が、本定例議会に提出いたしました認定第1号から承認第9号までの提案説明でございます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き吉田会計管理者より説明を求めます。

吉田会計管理者。

○会計管理者（吉田明宏君） それでは、認定第1号から認定第5号までの令和元年度三宅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第1号 令和元年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額

36億円でありましたが、その後、5回の補正予算により6,955万3,000円を減額し、これに前年度からの明許繰越額1億2,781万1,000円を加え、最終予算額は36億5,825万8,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額34億9,797万8,476円、歳出総額34億437万8,723円となり、歳入歳出差引額9,359万9,753円を令和2年度へ繰越しを行いましたが、内訳といたしましては、次年度への繰越明許繰越金として、小学校空調設備整備事業に係る公債償還基金積立金、三宅1号線道路整備事業、ICT環境整備事業の一般財源分4,257万6,000円と純繰越金5,102万3,753円であります。

なお、収入未済額は、町民税、固定資産税、負担金、使用料、手数料を合わせ1,300万5,924円になります。

次に、認定第2号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額8億1,300万円でありましたが、その後、2回の補正予算により917万9,000円を増額し、最終予算額は8億2,217万9,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額7億1,188万8,851円、歳出総額7億991万3,144円となり、歳入歳出差引額197万5,707円を令和2年度へ繰越しを行いました。

なお、収支未済額は、国民健康保険税で384万614円になります。

認定第3号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億2,460万4,000円で、その後、2回の補正により28万2,000円を増額し、最終予算額は1億2,488万6,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額1億2,223万2,963円、歳出総額1億2,216万9,663円となり、歳入歳出差引額は6万3,300円を令和2年度へ繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で8万3,800円になります。

認定第4号 令和元年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額7億7,000万円で、その後、4回の補正予算により946万4,000円を増額し、最終予算額は7億7,946万4,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額7億4,980万4,146円、歳出総額7億3,224万7,186円となり、歳入歳出差引額1,755万6,960円を令和2年度へ繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で118万7,640円になります。

認定第5号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億5,700万円でしたが、その後、2回の補正予算により841万3,000円を減額し、最終予算

額は3億4,858万7,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額3億4,609万7,896円、歳出総額3億4,609万7,896円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

なお、収入未済額は、下水道使用料で476万8,760円になります。

次に、一般会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の116、117ページをお開きください。

公有財産、1の土地及び建物では、売却により普通財産の宅地で256平方メートルの減となっております。

1枚めくっていただいて118ページの2、出資による権利では、決算年度中の増減はございませんでした。

3、物品につきましては、普通自動車1台の減となっております。

4、債権につきましては、水洗便所改造資金貸付金において、決算年度中の増減がございませんでしたので、年度末現在高はゼロとなっております。

5、基金では、財政調整基金で預金利子による積立てを行い、年度中増減高は115万8,918円の増額となっております。

公債償還基金は、預金利子として62万7,603円及び過疎対策事業債への返済費用に充てるため7,240万円並びにその他の公債費償還充当分として2,930万円の積立てを行う一方、平成30年度の過疎対策事業債償還分で280万円及びその他の公債費償還充当分で420万円を取り崩し、年度中増減高は9,532万7,603円の増額となっております。

消防基金は、預金利子として6,842円の積立てを行う一方、消防備品の購入に充てるため90万円を取り崩し、年度中増減高は89万3,158円の減額となっております。

公共施設等整備基金では、預金利子として22万1,374円、また社会福祉施設あざさ苑における施設等の整備事業の財源分として100万円並びに平成29年度執行残分である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金として25万972円の積立てを行う一方、庁舎耐震及び大規模改修事業の財源に充てるため650万円を取り崩し、年度中増減高は502万7,654円の減額となっております。

下水道事業基金では、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は2万6,255円の増額となっております。

地域振興基金では、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は6,651円の増額となっております。

小学校施設整備基金は、預金利子として2万7,592円及び平成27年度三宅小学校に導入した再生可能エネルギーによって発電された平成30年度に係る余剰電力料金収益として9,370円並びに学校給食調理備品購入財源分として26万6,925円の積み立て、年度中増減高は30万3,887円の増額となっております。

ふるさと納税基金では、平成30年度分における寄附額から経費を除いたふるさと納税額を積み立て、年度中増減高は975万5,522円の増額となっております。

森林環境譲与税基金では、平成31年4月に森林環境譲与税が創設され、木材利用、森林整備の促進や普及啓発を図る費用に充てるため贈与されたことから、年度中増減高は15万4,000円の増額となっております。

また、国民健康保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の141ページをお開きください。

1、国民健康保険財政調整基金は、預金利子として11万6,858円の積み立てを行う一方、保健給付費補填財源に充てるため1,005万8,000円の取崩しを行い、年度中増減高は994万1,142円の減額となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の181ページをお開きください。

1、介護保険給付費準備基金は、預金利子として3万3,430円並びに平成29年度介護保険特別会計決算に伴う決算剰余金1,746万6,000円の積み立てを行い、年度中増減高は1,749万9,430円の増額となっております。

以上が、令和元年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算概要であります。詳細につきましては後日、決算審査特別委員会におきまして、説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、7日月曜日午後10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第19、同意第14号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第14号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、委員1名の任期満了、離職に伴い、新たに委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

奈良県磯城郡三宅町大字石見3番地の1。

巽 公良。

昭和28年12月13日。

再任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第20、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の朗読をもって、提案説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなってい

る。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されている。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの処置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月4日、三宅町議会。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第20、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(衣川喜憲君) 本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月7日月曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時08分)

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和2年9月7日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 渡 辺 哲 久 | 森 内 哲 也 |
| 辰 巳 光 則 | 松 田 晴 光 | 池 田 年 夫 |

欠席議員数（1名）

衣 川 喜 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | 総 務 部 長 | 岡 橋 正 識 |
| みやけイノベーション推進部長 | 宮 内 秀 樹 | 住 民 福 祉 部 長 | 岸 部 聖 司 |
| 健康子ども局長心得 | 植 村 恵 美 | ま ち づ くり 推 進 部 長 | 江 蔵 潔 明 |
| 教育委員会事務局長 | 森 本 典 秀 | 会 計 管 理 者 | 吉 田 明 宏 |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 中 谷 亮 一 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | モニター室係 | 村 島 有 紀 |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 辰 巳 光 則 8 番 議 員 松 田 晴 光

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和2年 9月 7日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第30号から承認第9号までの8議案に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議会事務局長（中谷亮一君） 本日、衣川議長におかれましては体調不良により欠席されておりますので、辰巳副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（辰巳光則君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

令和2年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位におかれましては、公私ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○副議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○副議長（辰巳光則君） 日程第1、認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 令和元年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置いたしました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第30号～承認第9号の各委員会付託について

○副議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算についてより、承認第9号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算についてまで議案7件、承認1件は、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算についてより、承認第9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算についてまでの議案7件、承認1件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○副議長(辰巳光則君) 次に、日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 松本 健君

○副議長(辰巳光則君) 4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○4番(松本 健君) 議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問に移りたいと思います。

私の一般質問は、さきの町長選についてと、法定外公共物の管理についての2点であります。

1点目、さきの町長選について。

さきの町長選では、森田町長が再選され、森田町政2期目のスタートとなりました。まずはおめでとうございます。町長選を通して、3点ほど思い浮かんだことがありますので、質問させていただきます。

1点目、町長選前後で、住民の方により公開討論会実施の動きがありました。結果として実現には至らず残念でありました。あのタイミングで公開討論会の実施を候補者である町長が、行政として強くおすことは困難であると理解します。選挙が明けた今、今後に向けて、町の選挙に対して広報をつくるとか、公開討論会を実施するとか、合同演説会を実施するなどといった改革を考えるよい機会だと思います。町長の見解を問います。

2点目、町長がチラシ等で示された今後の施策、おやりになられたいこととして、次の2つについて、具体的にどのように進めていこうとお考えなのか、特に、まずは一步目の時期と内容についてお示してください。

1つ目、コロナ禍等などからも、今、幸せとは何かのかを見直すタイミングにあると思う。まずは三宅町独自の幸せ論を考え、それに基づいて方向性が明確なビジョンを示しますのようように述べられていました。これについて、どのように幸せ論を導き、ビジョンを示すのか。幸せ論等の内容ではなく、その導き方についてお示してください。

2つ目、町職員の人事評価制度のバージョンアップ等、さらに働きやすい職場づくりを行うというようなことが述べられていました。これは何か具体的なものをイメージされているのだらうと思います。何を問題とされていて、どのようなアイデアをお持ちかお示してください。

3点目、ご承知のとおり、町長選は3人の候補者の間で争われることとなりました。選挙に出馬するということは、現状の町政に対して何らかの強い思いがあつてのことでしょう。当選に至らなかった候補者の方のメッセージは、その場限りとはせず、何らかの形で引き継がれていく価値のあるものも多々あると思います。

町長に問います。今回の選挙を通して、特に他の候補者の方々のおっしゃることの中から、今後の町政に取り入れていきたいと思ったことがあれば、述べてください。

特に複合施設については、他の2候補者は、見直しや立ち止まって検証などと主張されてきました。少なからず住民の方もその意見に賛同の意を示されたと思っています。私は、行政は十分に説明したつもりになっていたが、住民にはその声は十分に届いていなかった、住民の素直ななぜに答えることができていなかったと感じています。そうであれば、その対策はどのようにされるのか、併せてお答えください。

住民の皆さんの声の中に、こんなにお金をかけるのなら、ほかに必要なものがあるだろうといった声もあったかと思っています。関連して、次の質問に移りたいと思います。

法定外公共物の管理について。

法定外公共物の管理について質問します。法定外公共物、すなわち町道でない公共の道、河川でない水路といったものが、町のあちこちで状態が悪いまま放置されていることを危惧しています。私は、大字三河に所属しますが、毎年、つゆはりと称して、法定外の水路の泥上げや泥上げ場の草刈りなどを行ってきました。その法定外水路と私有地との境界は、古くからの地図が大字内に保管されていたりしますが、全てが明確に区分されているわけではなく、泥上げ場には私有地からはみ出された植物や、一部構造物等も存在したりしています。この前は、泥上げ場に生い茂った大木を自治体で切断、撤去するようなことも行っています。また、一部の水路ではコンクリート張りとなっておらず、堤が土のままのため、草刈り、泥

上げが大変な重労働である上に、年々堤が削られていっている様子も目の当たりにしています。このような場所は、町が全体状況を把握し、計画的に整備補修を進めていくべきものです。

同様に、町道ではない生活道路として、里道があります。私有地の持ち出しも含めて、地元では日常の生活に用いられているのですが、舗装がなされていなかったり、舗装が壊れても、町道でないということから自治会で何とかせよと言われるものです。

ここまで、現状を示してきました。以下、質問に移ります。

法定外の公共物、すなわち道路法、河川法等で管理方法が定められていない公共物として、これらの里道や水路があります。これらは、平成12年からの地方分権の流れの中、平成17年に国から三宅町に譲与されたものです。このとき譲与された里道、水路は、三宅町に何か所、何メートルありますか。

譲与された里道のうち、現在、住民が日常に生活道路として使用している箇所はどれだけありますか。

これらの生活道路は舗装されていますか。どのようにメンテナンスされていますか。

譲与された水路の中で、地域の各大字がつゆはりなどと称して溝掃除や草刈りなどを行っている部分の総延長は、それぞれ大字ごとにどれだけありますか。また、これらのうち、水路が土面のままで、いまだにコンクリート3面張り等なされていないところは何か所、何メートルあるでしょうか。

現在、三宅町では、里道、水路といった法定外公共物の管理方法はどのように定められているのでしょうか。三宅町法定外公共物管理条例には、これらは町所有のものであると明確にうたわれておりますが、維持管理は地域自治会や水利組合等に当然のように投げられているように感じています。里道や水路の細やかな整備は、そこに住む住民にとって重要な問題であるとのことからの質問です。私は、町は町全体の法定外公共物に対して、状況把握と計画的な維持管理、可能であれば有効活用策など進めていくべきと考えます。今後の町の姿勢を併せて回答願います。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 4番、松本議員のご質問に回答させていただきます。

法定外公共物の管理についてのご質問は、私に続いてまちづくり推進部長が回答いたします。

1点目の公開討論会が実施される動きがあったことについて、議員のおっしゃるように、ある住民の方から、公開討論会開催の動きがあったことは承知をしております。当然のことながら、選挙の告示日以前に立候補予定者として、政治活動の範囲で選挙事前運動に抵触しないものとして実施されるものと認識しております。また、一般質問においては、行政の長の立場として議員の質問にお答えするところがございますので、私の政治活動に対する見解を述べさせていただくことは、お控えさせていただきたいと思っております。

2点目の1つ目、今後の施策について、幸せとは何かについて。

開会のご挨拶の中でお時間を頂戴し、述べさせていただきましたが、幸せ度ナンバーワンを実現するためには、住民の皆さんにまちづくりに対して受け身にならず、自分たちで自分たちの住む地域の未来をつくることの楽しさを知っていただきたい。楽しさを知ることで、町に愛着が生まれ、幸せの輪が広がり、幸せ度ナンバーワンに近づくものと考えております。これからの4年間は、そんな皆様のやりたいを応援し、一つでも多く実現させるために、御用聞きではなく応援して並走していく三宅町行政でありたいと考えております。

2点目の2つ目、職員の人事評価制度についてのご質問ですが、職員の成長につながる制度を理念として、制度の見直しを目指していきたいと考えております。そして、評価指標の見える化により、職員に納得感がある正当な評価を得ることができる制度設計を目指し、調査研究を進めるよう担当部局に指示をしているところでございます。

しかしながら、現状、課題として感じることは、行政の職務は多種多様であり、コア業務から企画立案まで、所属や担当ごとに評価すべき項目や観点も異なっていることです。また、行政事務能力そのものの評価や政策的事業の遂行力、完成度などをどのように昇給昇格や勤勉手当への反映をさせていくか、仕組みを新たに構築していくなど、制度運用上の課題も整理していかなければならないと考えております。

3つ目の、他の候補者の方の施策でよかったことは何かとのご質問ですが、選挙期間中を通じて私自身、自身の政策を訴えることに一生懸命であり、他の候補者の政策について分析する余裕はございませんでした。また、今回の選挙では、私の訴えた政策に一定のご理解を得たものと受け止めております。前回同様、今回も私の訴えた政策実現のため、全力を尽くしてまいります。

○副議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 続きまして、法定外公共物の管理について回答させていただきます。

松本議員のご質問である法定外公共物の管理について、まず最初に全体的な説明をさせていただき、続いて個々の回答をさせていただきます。

議員ご質問の法定外公共物とは、法定外という言葉のとおり、管理に関する法律の適用または準用を受けていない里道、水路となっているものでございます。

それでは、なぜこのような里道、水路が発生したかを説明させていただきます。

明治期以前に交通及び農耕の手段として、地域住民によりつくられた里道、水路等であり、一種の地域の共有財産として管理されてきました。その後、明治政府が明治初期の地租改正に伴い、里道、水路等を土地に地番及び登記簿がない国有財産として登録いたしました。それ以後、境界確定や用途廃止等の財産管理は、旧建設省が奈良県に機関委任事務処理を行い、売払収入は国庫に帰属されていましたが、維持管理に関してはどこが行うべきかが決まっておらなかったため、地域の共有財産であるから、地域住民の皆様により維持管理されてきた経緯がございます。

議員おっしゃられているとおり、平成12年から地方分権一括法において、平成17年度より三宅町が財産管理、機能管理を行うことになりましたが、機能管理の一部である維持管理においては、市町村の判断に委ねられ、三宅町といたしましては、従来からの慣習として地域住民の皆様をお願いしているのが現状であります。

しかしながら、維持管理を行われている地域住民の皆様にご負担をかけることができませんので、各種補助金で支援をさせていただいております。

それでは、個々の質問に対し回答させていただきます。

譲与された里道、水路は何か所、何メートルということですが、里道は392か所、水路は462か所、延長につきましては、国有財産剰余契約書及び資料に記載はございませんでしたので、町では把握できておりません。

住民が日常に生活道路として使用している箇所はどれだけか、舗装がされているか、メンテナンスはされているかにつきましても、箇所等の把握はできておりません。メンテナンスについても、町としては行っておりません。

つゆはり、大字の延長は、コンクリート3面張りにされていない箇所、延長についても、町では把握できておりません。

法定外公共物の管理方法はどのように定めているかのご質問ですが、三宅町法定外公共物管理条例及び三宅町法定外公共物管理条例施行規則に基づいて、適正に管理を行っております。

今後の町の姿勢を回答せよとのことですが、現状におきましては、維持管理をされている住民の皆様との協議、要望に基づき、これまでどおりの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 再質問ありますか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 自席から再質問させていただきます。

まず、選挙の振り返りに関してです。

選挙の振り返りの1点目、選挙制度に絡むようなところですが、公開討論会や合同演説会、選挙広報といったようなものは考慮、これから何か考えていくことはないのかという質問ですが、政治姿勢を問うているわけではなくて、例えば選挙広報などに関しては、市なんかでは必ず選挙広報はあります。町の町長選挙、町の議員選挙については、町の条例でやるやらないを定めることになっているわけで、これは自身の政治姿勢とかというのとは関係なく、例えば今回の選挙の中で、住民さんの言葉の中から、各候補者の考えや選出後の政策というのを一様に知ることがなかなか難しいところですねといったような話があります。そういうものに対して、選挙広報をこれから出していくというようなことは、条例で定めるべきことでありまして、もちろん議会でも考慮すべきことだとは思いますが、行政としてどういう立場を取られるかということを改めて質問させていただきます。選挙広報に関して絞ってお願いします。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 選挙広報に関しては今のところ、今後、議員からご提案いただいたことを検討していくことになると思いますが、本定例会におきましても、三宅町議会議員及び三宅町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定を提出させていただいております。その中でも、チラシの公費負担の部分である等々も、改革の中でお示しをさせていただいています。よりよく知っていただくきっかけになるのかなというふうにも考えていますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

○副議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 私、一旦外に出ていて、七、八年前にこちらに帰ってきたんですけども、帰ってきて一番最初の選挙で、はあとと思ったのが、選挙に行ったら選挙広報がないと。それで、何を選ぶんですかとそこで職員さんに聞いたら、いや、皆さん個々にいろいろ配布

されていますから、そういうのを参考にして選んでくださいよというような話がありました。これ、小さな町だからしょうがないというんじゃないで、やはり自分が住む町、もし市に住んでいたら、こういうのはあるのに、小さな町に住んでいるから広報がないというのは、やはりこれからこの町を元気にしていくのに当たって、障害にもなるんじゃないかなという思いもございますので、今回限りでなく、いろいろご検討いただければと思います。

続きまして、選挙の振り返り全般のお話をさせていただきます。

この今回の選挙を通して私が感じたことは、今の行政の一番の問題というか、一番考えなくてはいけないことは、中長期的に町をどうしていくか、将来ビジョンとそれに向けた中長期計画の乏しさにあると私は感じました。その中で、町長は自身のチラシの中で、幸せ論をどのように導いていくかと、将来どういう姿を目指すのかというのを改めて考えていきたいというような話だったと思ったので、その辺の質問をさせていただきました。

また、その中長期的な将来ビジョンを持ってというのは、もちろん町長ご自身一人だけの話ではなくて、町の行政全体に関わる問題だと思っております。そういった中で、職員の制度改革、ちょっとニュアンスは違うかもしれないですけども、これから100人余りの行政をどう動かしていくかというのの中に、みんなで将来ビジョンを考えていくといったような観点が出てくればありがたいなというふうな思いで、質問をさせていただきました。

中長期的、先ほど幸せ論について町長回答いただきましたけれども、住民の皆さんがどう思うかというのではなくて、町をどのように導いていこうとされるかというものについての、何かステップ等がございましたら、改めて回答いただければ幸いです。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

職員も計画に参加しないのかというご質問、ご意見もありましたけれども、先日、今年度つくろうとしています総合戦略のほうにおいても、職員に対するアンケートというのを取らせていただいたところでございます。

また、幸せ論のところのはてなというところのご質問と認識していますけれども、就任当初から私の姿勢としまして、皆さんとともにこのまちづくりをしていきたいというのは繰り返させていただいております。タウンミーティングやまちづくりトークをはじめ、町の皆さんとともに意見交換をしながら、どういった町をつくっていくべきかというような協働を進めているところです。しかしながら、一足飛びにこの協働というのはなかなか進んでいくのではなく、地道に一步ずつ対話を重ねていくということも非常に大切であると考えており

ますので、今後とも、職員もはじめですけれども、住民の皆様と様々な場面で対話を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

続きまして、ちょっと細かな話になるんですけれども、もちろん町長、信任いただいたと、もちろんのことだと思います。私の質問の中にもちょっとあったと思うんですけれども、特に複合施設の関係のところでは、反対の意見みたいなものもいろいろ出ていたと。

複合施設の議論の中で、今ある公民館とか頑張って使ったらどうなんだとか、つながり総合センターはどれだけ改修したら長持ちするのみたいな話も、私はよく聞きました。今後、公共施設個別計画等いろいろ進んでいくことだと思うんですけれども、個々の施設の長寿命化、特につながり総合センターや公民館などをもっと別の施設の長寿命化も含めて、この段階で再スタディしてみる必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

もちろんお金があるんだったら、建て直したほうが手っ取り早いし、やりやすいことだろうと思います。その流れでいくと、例えば学校の体育館なんかも雨漏りしているとかというの、もう建て直してしまえみたいな話にもなりかねないと。複合施設を建てるなら建てるでいいと思うんですけれども、今からでも遅くないので、公民館とかがつながり総合センターがどれだけ傷んでいて、どれだけこまめに手入れをすれば、どれだけ長寿命化できるのかというのを実際のものを通して周りの市町村の状況、世の中の事例なんかを通して、今スタディしていくべきなんじゃないかなというの、今回の選挙を通してふと思ったことです。それについて、ご意見お願いします。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 公民館のことにつきましては、公民館の老朽化の問題がありましたので、今回複合化というところで、公民館機能を複合施設に入れていくというようなご判断をさせていただいたところでございます。

また、つながり総合センターにおきましては、躯体自身に問題がありますので、再利用というのがなかなか厳しいというのが現実でございます。そのため、つながり総合センターは以前からお答えをさせていただいていますように、解体の方向で、予算も承認いただきまして、解体設計のほうもさせていただいています。ただ、その後の利活用については、どのようにしていけばいいのかというところは、今後の課題であると認識しております。

○副議長（辰巳光則君） 松本議員、あともう4分、5分しかないので、里道、水路がもしあ

れば。

○4番(松本 健君) 分かりました。

職員の制度についてもちょっと話ししたかったんですけども、里道のほうに行きたいと思います。

江蔵さんの回答で、現状はよく分かりました。

私が考えるのは、というか本来管理は、本来というか、財産管理、機能管理というのは町がやるべきことになっていて、条例としても管理条例が出ておりますが、管理条例の中身を見たら、その町有財産を誰かに貸与するとき、誰かに使わせるときにはこうなさいであったり、貸与の変更の際にどうなさいみたいなものであって、全般的な管理については、特に記載はございません。全体像を把握しておられますかという細か質問がありましたけれども、基本的にどれだけあって、どれだけのものが傷んでいて、いつどうしなくちゃいけないというのは一切管理されていないという状況がよく分かりました。

もちろん、管理の中でも、日々管理に当たるようなもの、家の前の里道を僕らが掃くのは、別に掃けばいいと思うんですけども、その舗装が何年後にはどうなるから、あらかじめこれだけ予算をつけておかななくてはいけないというような全体管理というのは、もちろん町がやるべきことだと思います。それやるためには、今どれだけそういう持ち物があって、どういう状況になっているのかというのは把握すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

部長さん、町長、それぞれお答えいただいたほうがいいと思います。

○副議長(辰巳光則君) 江蔵部長。

○まちづくり推進部長(江蔵潔明君) ただいまの再質問にお答えします。

私、冒頭、最後にお答えさせていただいたとおり、大字及び耕地組合等の地域住民というのは、そういうことでお話しさせていただいておる、事前に協議とか要望ございます。それで、それを精査し、していくというのが今までのやり方ですし、今後とも自治会、耕地組合等の協議はずっと続けていきたいと私は思っております。

以上です。

○4番(松本 健君) 自治会なんかに関してみたら、ここを補修したいんだけどと言ったら、それ用にまちづくりは年間何か何十万かの予算を取っています。その範囲の中で順番に出していきますといったような処置が今とられている。そうではなくて、どれだけの設備が、どれだけのものがどれだけ傷んでいてというのは把握した上で、5年後以内にやらなくてはいけないこと、いつ何をやらなくてはいけないかというのは把握しておいていただきたいとい

うのが私からの願いというか、意見でございます。多分、回答は結構ですので。ありがとうございました。

○副議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 久 保 憲 史 君

○副議長（辰巳光則君） 次に、1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

○1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目、石見地内の道路についてです。

石見本村においては、道路幅が狭く、救急車、消防車が入れない道が多く、緊急時に緊急車両が入れない状態です。水路を暗渠にすれば緊急車両が入ってこれます。何かあってからでは遅いです。密集住宅が多く、糸魚川のような大規模火災になるかもしれません。そのような災害を防ぐためにも、道路幅を広げることが大事だと思いますが、町長の所見をお伺いします。

2点目、水路について。

東屏風地内を流れる水路においては、東屏風西側で度々水があふれております。水路の整備計画はないのでしょうか。町長の所見をお伺いします。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 1番、久保議員のご質問に回答させていただきます。

議員ご質問の石見地内道路は、近鉄石見駅から東に向かう151号線、突き当りを南に向かう148号線、さらに東に向かう150号線として質問に回答させていただきます。

まず、三宅150号線の水路暗渠化については、以前、石見自治会からも要望をいただき、検討してまいりましたが、事業費に対し、国及び県の補助金がなく、事業費も高額になり、緊急車両の進入が可能であるとの磯城消防署の判断があったため、この事業化を断念したところでございます。石見本村におきましては、車両等の出入りが困難なところが多数あることが分かっており、議員おっしゃいますように、災害を防ぐには石見本村全体を考慮した計画が必要であると考えております。

2点目の水路についての回答になりますが、東屏風西側ということは、東屏風団地のガス基地のある公園付近の水路のこととして回答させていただきます。

本年6月議会で、瀬角議員の防災、減災、水路整備についてで回答しましたとおり、新川河川改修工事の再開が決定しております。これは、新川流域の水害被害の軽減を目的としたもので、根本的な対策となります。下流側の新川の河川流量をしっかりと確保しなければ、上流側の工事を行ってもほとんど効果が出ないと考えております。

今回、議員がおっしゃっている箇所も新川の流域となりますので、県が行います事業の推進に三宅町としても全面的な協力を行ってまいります。議員におかれましても、今後の地元調整等でできる限りのご助力を願いたいと考えております。

○副議長（辰巳光則君） 久保議員、再質問。

久保議員。

○1番（久保憲史君） 消防署のほうに確認をしましたが、本部の指令では通行可能となっておりますが、磯城署においては、救急者のドアを開けての活動がしにくいということで、本村には入らず活動を行っているとのこと。その辺はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○副議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ただいまの再質問に回答させていただきます。

この件に関しましては、もう再度、何回も石見自治会等から要望が上がり、回答もさせていただいておるんですけども、最終的に救急車が入るか入らないかという判断を磯城消防署のほうに確認したところ、可能であるという判断、そして水路に蓋をかけるとなれば、水路全体の改修が必要になってくると。そうなれば、水路周辺の住宅の皆さんにご協力願わなという話等々で、いろいろ話しさせていただいたんですけども、そうなれば多額の費用等がかかってまいるということが分かりました。

逆に地元からは、人だけでも通れるようにしてくれへんかという要望等もございましたが、その点も考慮し、計画等いろいろ考えましたが、それについて、逆に大字側に人だけ通るような構造にすれば、逆に言ったら車が乗れないような施策をしたら、余計道路が細くなるということでしたら、それは困るということで、もう何回もその辺については、協議をさせていただいて、最終的にもう断念せざるを得ないという結果になったのが現状でございます。

○1番（久保憲史君） 分かりました。

○副議長（辰巳光則君） ありますか。

○1番（久保憲史君） いえ、終わります。

○副議長（辰巳光則君） これで、久保憲史君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○副議長（辰巳光則君） 次に、8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番（松田晴光君） ただいま副議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

タイトルは2点です。

まず初めに、消防詰所について。

消防詰所三宅第1分団、第3分団及び婦人消防の救急自動車をなぜ隠すように東向きに入庫しているのか。通常であれば、すぐに出発、出動できるように道路向き、西側を向くのが道理だと思います。1分1秒を急ぐ救急車両です。何か理由があると思います。教えてください。

また、車庫はなぜ西側にシャッターをつけて出入口にしなかったのか分かりません。町長の所見をお聞きします。

続きまして、コロナウイルスについて。

見えない敵、新型コロナウイルス感染症が全国に蔓延する中、住民生活に物の流れ、人の流れが大きく影響を及ぼし、試行錯誤している医療、経済の好転を願い、国民または町民、コロナウイルスと闘っています。

そこで、町内のタクシー券をコロナ収束するまで利用枚数を増やす考えはないのですか。町長の所見をお聞きします。

ともに、水道基本料金を町内全世帯2か月から3か月無料にできないのは意味不明です。町長の所見をお聞きします。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 8番、松田議員のご質問に回答させていただきます。

議員ご承知のこととは存じますが、現在の消防団詰所の建設計画は、それまでの第1分団及び第3分団の消防器具庫の老朽化等に伴い、平成28年度に新たな消防団詰所を建設し、併せて防災備蓄倉庫として、大型物置を設置したものでございます。

消防詰所は、軽量鉄骨2階建て、延床面積281平米の建物で、軽量鉄骨平屋建て122平米の防災備蓄倉庫を併設しています。配備されている車両は、第1分団及び第3分団の消防ポンプ車、本団用の小型ポンプ車でございます。

建設用地については、伴堂自治会及び耕地組合との協議を経て、土地賃貸借契約を締結しているところでございます。また、敷地内における建設場所については、敷地に隣接する伴堂1丁目自治会に向けて説明会を開催し、住民の方からのご意見を尊重した内容を建築設計に反映させたものでございます。その結果、日照面やプライバシー等への配慮から、住宅側からできるだけ距離を取るため、敷地西寄りに建設したもので、敷地内は団員参集時の駐車スペース、消防車両の整備、訓練、式典等に活用することを想定した配置となっております。また、接道となる国道24号線バイパスへの出入口は2か所となっており、歩道幅員も広く、防音壁が設置されておりますので、道路沿いで西向きに建物があっても直接道路に出ることは構造上不可能となっております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続いて、タクシー券についてのご質問から回答をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が2月頃から全国的に広がりを見せ始めました。住民の皆さんは、コロナ禍において外出を控えるなどの自粛行動を取られておりましたが、緊急の排出時には、公共交通の利用を余儀なくされることとなった場合、タクシーを利用される方もおられ、補助券の追加支援をすべきではないかとお尋ねであると理解をしております。

コロナ禍の中、不要不急の外出自粛であったこともあり、タクシー補助券を利用した移動は、対前年度比で3月以降6月までの集計では月平均で約150枚の利用減となっている現状でございます。また、特別定額給付金の申請時に行ったコロナ対策の緊急アンケートの結果においても、上位回答は、マスク、消毒液などの配布が1,276件、家族が感染したときの支援が1,302件、健康状態の相談窓口の設置で516件となっております。議員お尋ねのタクシー券補助の拡大では158件の要望となっております。

町といたしましては、コロナ対策の緊急アンケート結果を踏まえて、住民の皆様の不安を解消すべく、緊急性の高いものから対応させていただき、議会の補正予算に計上しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、水道料金減免のご質問に回答をさせていただきます。

町内全域に設置済みの水道メーターは、令和2年4月末時点で3,975個設置しております。内訳は、口径13ミリのメーター3,302個で、基本料金は1件につき660円です。口径20ミリのメーターは605個で基本料金は1件につき1,210円で、併せて3,907個となり、全体の約98%を占めており、一般家庭の家事占用として使用されております。

ご質問のとおり、水道基本料金の減免を3か月行った場合、減免相当額約873万4,000円と併せて、減免対応に伴う水道料金システムの更新費用も約100万円程度かかり、総額で約973

万4,000円の財源確保が必要となります。

しかしながら、基本料金を3か月分、1世帯当たりの減免額は13ミリで1,980円、20ミリで3,630円の減免にしかならず、費用対効果を考えますと、今回の緊急経済対策の効果があまり見込まれないと思われたため、限られた予算の中、新型コロナウイルスによる収入減少や事業継続及び学校等の臨時休業で大きな影響を受けられた方を重点に対策を行いました。新型コロナウイルス関連により、収入減少などの理由で水道料金の支払い猶予の要望等があった場合、今後も個別対応を継続させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（辰巳光則君） 松田議員、再質問ありますか。

松田議員。

○8番（松田晴光君） 消防詰所の形状から見れば、走路は西側を走っています。詰所西側の壁より道路までの距離は10メートル以上はあります。西側に入庫して十分に道路まで走れると考えます。そのときに、建物を建設されたときの考えが、今の回答なんですか。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

私その当時、建設に関わっておりますので、私から回答させていただきます。

今、町長の回答ございましたように、やはり地元自治会との調整の下、建設の建築レイアウト等を考慮して建てております。

今、ご指摘のように、道路と歩道の幅10メートル以上というお話なんですけど、国道に出ます進入路というのはもう既存の2か所しかございませんので、それ以上に切下げ部を広げることは不可能でございます。結果といたしまして、現在のレイアウトとして建築を決定したところでございます。

○副議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） それと近隣の方と交渉して、日照権、プライバシーの件で西側にしたと。あれ、少し東側に持って行って、日照権関係あるんですか。かなりの距離あります。東側に。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 建物のレイアウトを考えますと、例えば一番東寄りに持ってきた場合なんですけれども、家屋とすぐに近接する距離まで持っていかないと、そのほかのスペースの有効利用ができません。西側、東側どちらが両端になると思いますので、レイアウト

といたしましては、住宅側に接近しないというレイアウトであれば東側です。当時の自治会長さん等入っていただいて、説明会も開催しながら、決定したレイアウトでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今まで車で走っていれば、いろいろな詰所見てきましたけれども、隠すように救急車両入れているところはどこもありません。皆、表に、道路向きにシャッターつけて入っております。

それともう一点、関連ではありますが、あそこの倉庫、南側の広場に砂の入った土のうが五、六十本積まれております。土のう袋がびりびりに破れて使い物になりません。何のために置いてあるのか教えてください。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 当該ご指摘の土のう袋でございますけれども、既に使用済みの土のう袋でございます、確かに撤去のほうは仮置きということで、あそこにしておりますけれども、片づけまして、新たな使用できる土のうというのは倉庫の中に常時200体は確保しております。ですので、今の外に置いておる分というのはもう使用済みで、周りの袋自体はもう劣化しているものですので、処分の対象のものであるというふうにお考えください。

○副議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） それでは、コロナウイルスにちょっとお尋ねします。

三宅町全住民、大なり小なり新型コロナウイルス感染症で影響を受けております。国は、特別定額給付金、国民全員に1人に対して10万円を支給されました。我が三宅町は、全ての世帯に網がかかるように水道基本料金一律免除、二、三か月できないと私は考えにくいんです。その点、教えていただけますか。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど回答させていただいたとおりですけれども、全町の対応といたしましては、今回専決処分のご審議もいただきますけれども、1人1万円の買物支援というところの券の発行であるとかも対応させていただいているところでございます。

○副議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 先ほどの回答で、3か月で基本料金1,980円、またミリ数の大きいやつで3,630円と回答いただきました。それは、三宅町だけだとは考えられません。近隣の市町村も多く実施されております。お隣の川西町、また田原本町も同様に実施されています。

今後も継続して第2波、第3波あると思います。出口の見えないコロナウイルス、全世帯に網がかかれば住民喜んでいただけるとと思います。回答は結構です。

○副議長（辰巳光則君） もうよろしいですか。タクシー券とかもよろしいですか。

○8番（松田晴光君） いや、タクシー券は結構です。

○副議長（辰巳光則君） まだ質問されますか。

○8番（松田晴光君） はい。

町長は2期目となり、今後、県や国に出向いて、今まで以上に要望、また陳情に力を入れていただき、三宅町に一円でも多く持って帰れるように汗をかき、歯を食いしばり、また泥をかぶり、三宅町のトップセールスマンとして、より一層の外交に努力を重ねることを希望します。回答は結構です。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） それでは、松田晴光議員の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○副議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 今、辰巳副議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。再質問については自席からさせていただけたらと思います。

複合施設についてです。

複合施設の建設が始まりました。三宅町の未来に関わる非常に大事な事業だと感じており、私も注目しております。できるだけたくさんの住民さんにも注目してほしいと思っていますので、質問させていただきます。

1つです。まずハード的なことです。

建築されている建物が設計図に基づいたものであるという検査とか調査は、役場サイドの業務になると思いますが、その検査体制はどうなっていますか。誰がどのようなタイミングで、どのぐらいの頻度、何か方法があるのやったらどんな方法で行われますか。お伝えいただけたらと思います。

第2点です。ソフトのほうについてです。

建築、建設とは別に、運営に関しても、地域コーディネーターというので住民さんへの募集が終わって、これからどうやって運営していくのかというような会議が開かれていくのだ

と思います。募集されたときの要項に、町民の代表として複合施設の在り方を行政や専門家と一緒に検討していただく、そういう方を募集しますというのがありました。そのときの専門家というのは、どういった方を想定しているのかというのが1つと、また6名決定したとも聞いていますので、代表としていろいろ考えてくださる6名を紹介していただけたらと思います。

もう一つ、また、これからの運営を決めていくその会議なんですけれども、オープンにはせずにやりたいというふうにお聞きしました。どんなふうに会議はされているのかというのを興味を持った人がリアルタイムに聞きたいなと思ったときに、見れないというような状況です。私もちょっと会議傍聴させてよと言ったら、いや、ちょっとごめんなさいと言われたので、そういうふうになっているのかなと思います。これは、複合施設の大きなコンセプト、自分事として関わってもっと三宅を好きになってもらうとか、一人一人の居場所づくりという基本的な考え方、これとちょっとずれているように感じるのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

1点目の検査体制についてのご質問からお答えをいたします。

本年度ご承認いただいておりますよう、委託料において、令和2年4月1日付で、令和2年度三宅町複合施設整備事業支援業務委託を株式会社URリンケージ西日本支社奈良営業所と契約をしております。

主な業務としては、建築工事に係る工事監理、設計図書等の照査、工事発注に関わる技術支援があります。

工事監理においては、各専門技術者が配置され、工事受注者である株式会社森組との定期的な打合せ、各工程、段階ごとの検査、材料の承認、施工図等の確認が行われており、内容については、役場へ報告されております。また、工事内容で立会いが必要な場合は役場職員も同時に参加し、検査及び確認を行っております。

2点目の専門家とはどういった方でしょうかとのお尋ねでございますが、運営会議を進めるに当たり、地域コーディネーターの方と一緒に施設の運営を専門家の目線でコーディネートいただく事業者で、分野別のまちづくりの専門家を予定しております。

次に、地域コーディネーター6名の方のメンバー紹介でございますが、10月広報の特集で掲載を進めているところでございます。

最後に、会議のオープンについてのご質問ですが、状況に応じてではありますが、会議の内容については、公表すべきであると考えております。

しかし、どの会議においても、公開を可能とすることとは考えておりません。他市町村においても、公開すべき会議に含まないものとして、他の地方公共団体または関係機関等の連絡調整を目的として設置するもの、町職員のための庁内検討委員会等、そして特定の事業実施のための実行委員会等と指針等で示されております。また、当該会議を公開することにより、自由な意見をいただくことが難しくなるようなことになれば、本来いただけるはずの意見集約ができなくなることも想定され、会議の目的が達成されない可能性があるため、公開については考えておりません。

なお、会議内容につきましては、広報、ホームページ、複合施設からのおたより、あるいはカフェ等で公表し、住民の皆様にご覧いただく努力を続けてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしたら、自席にて再質問させていただきます。

まず、1番初めの工事の検査についてです。

確認の質問なので、特にあれかなと思うんですが、僕ら、ちょっと建設とか建築に関して素人の人が報告受けたとしても、何かよく分からんなという感じになるんですけども、やはり担当の部署とか部の人は、職員さんとはということですけども、そういう専門知識を持っていて、当然理解されていて、ああそうですか、ではこっちはこうですかという専門的なアドバイスにも耐えられるような勉強とか訓練とか資格とか、そういったのを持っている者で対応していると考えてよろしいでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 私のほうから回答させていただきます。

建築というのは部門が物すごい広い部門でございまして、電気設備、躯体、空調、今回URリンクージからはそれぞれの専門家を派遣していただいて、それぞれの分野で確認をしていただいておりますのが現状でございます。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） それは、そうしたら、委託に出しているそれぞれの専門家を我々は信じるしかないみたいな、何かそんなふうにも感じてしまうので、いや、僕らも勉強している

よ、大丈夫と言ってもらえたらなと思うんですけども。

○副議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 確かに信用する線は、専門家ですので、結果については逐次役場へ報告がございます。その確認は当然、役場の職員の仕事となりますので、その辺はもういろいろな知識の専門家でやっていただいて、信用せざるを得ないと言えそうなかもしれませんが、当然、委託契約となっておりますので、それが間違っていれば部の責任ということになりかねますので、役場の職員も同等に書類等の確認は行っておるということでご理解願いたいと思います。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

そうしましたら、ソフトの運営会議のほうに質問移ります。

ちょっと私がイメージしている会議と違うのかなという気はします。専門家と役場の職員さんと地域コーディネーターの方が入ると、その専門家の方は、先ほどの回答を聞いていると、まだ決まっていなくて、何か会議ごとに、この人来て、この人来てとかというような変わるような、ゲストスピーカーみたいな形のイメージになるんですか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応、コーディネート事業者さんについては、当初、運営全てのことについて関わっていただくという形で、こちらのほうは想定していました。

それで、事業者さんのほうとは一応、いろいろな交渉とか話合いのほうをさせていただいたんですが、規模的にすごく複合施設の運営についての部門が多過ぎて、一人では到底これは無理だろうということで、ちょっと事業者さんのほうが、これを一括して請け負っていくというのはちょっと大変だということになったので、町長のほうから先ほど説明でありましたが、一応部門別ということで、コミュニティマネージャー的な方、これは施設内の居心地のよさの分析とか、全体会議への提案とかしていただける方になってきます。そして、キッチンとかもありますので、飲食業者、これは販売用キッチンを活用した収益事業の企画運営とかを専門的にアドバイスいただける方、そしてまちづくりの専門家ということで、これは子ども会議とか全体会議とか、いろいろな会議、図書委員さんも今動き出してありますが、その辺を全てまとめて見ていただく。

それと、あと外部のアドバイザーという形で、運営の部門別の必要なアドバイス、これは

ちょっと総括的なんですけれども、ちょっと軽くなる、ほかの部門が専門家入るということで軽くなってきて、一応これぐらいの部門で分けていって、やっっていこうかなということで考えております。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ということは、次の広報で6名メンバー紹介しますとやる、決まっていますよね。この場ではなくて、広報のほうであったほうが何か効果があるというふうに想定されているんだと思うんですけれども、その6名をそれぞれの何か担当に分けて、そこにスペシャリストがついて、それぞれで話をされていくみたいなイメージですか。ちょっと失念しちゃいましたけれども、何とかラボさんがずっと見てくれはるということでもないということなんですか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応、地域コーディネーターさんの方については、今現在、話合いのほうスタートしたところということで、議員のほうにちょっとお示した運営会議の3月の図面というような形のものがあると思うんですけれども、それには地域スタッフとか地域メンバーさん、いろいろな各団体さんとかも下部のほうで、今現在は図書委員さんも動いているんですけれども、そういう形で団体さんも加わっていただくんですが、その上として地域コーディネーターさんが運営会議に入っていただくんですが、その地域コーディネーターさんは、下のいろいろな委員会とか、いろいろな団体さんとか、その辺の意見のほうの集約、おろしたり上げたりというところ辺を一緒に担っていただきながら、やっっていくというような形では考えております。

今あったワイキューブラボさん、業者さんのほうなんですけれども、それは事務局と一緒にトータル的に、今は施設運営について関わっていただくような形の動きをとっていただいております。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） いろいろなことを決めていかないといけないというのが分かったかなと思いますが。

オープンにしてほしいんですという私の思いがあるんですけれども、これに対する回答で、他市町村においては公開すべき会議じゃないというのには、こういうのがあって、そこに該当するから公開しないんですみたいな回答だったと思うんですけれども、他市町村においてのその指針というんですか、そういうのは具体的にどこの市町村のどんな指針かという

ことを聞きたいんです。なぜかという、非常に新しい取組をしようとしている、チャレンジしようとしているのに、何か古い村の規則とか持ってこられても、ちょっと待ってくれよと僕は思いますので、いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 他市町村のそういう指針とか、うたっているというのは、うちのほうでちょっと調べた中では3市町村ぐらいはあります。ちょっとこの場で今、どこの市町村のがあるということではないんですが、それはまた事務局のほうに来ていただけたら、その資料はお渡しすることはできます。

そして今回、公開すべきではないと思っておるといことの事務局の考え方なんですけれども、一応公募により地域コーディネーターさんが応募していただいて、住民の代表として運営についてのいろいろな話合いと意見を出していただいて、一緒に考えていくというような形をとっていただいている方が6人も集まっています。この中で、住民の方がそこに必ずしも公開をして傍聴に来ていただかへんなら、その内容がそこに向けて伝えられないということとは全然考えておりません。それについては、町長のほうからもありましたが、ホームページとか複合施設だよりとか、そこら辺でどんどん発信、あるかもカフェもそうなんですけれども、そこで発信して、住民さんのほうの理解を得ていこうとは思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○副議長（辰巳光則君） 今の3市町村で、そんなに別に特別すぐ知りたいとかないですよ。もしあれやったら、また出た後に言ってもらって、部長のほうから森内議員のほうへ持ってきてあげてください。

○6番（森内哲也君） そうですね。できれば、あそこ頑張っているなという市町村を参考にしたいというのが欲しいです。そんな村の、何しているか分からんところを参考にせんとしてやとは思っているので。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしたら、改めて聞きます。

先ほど町長も、松本議員の一般質問に対する回答で、まちづくりに対して受け身にならず、町をつくることの楽しさを味わってほしいとかおっしゃっていました。もうそのとおりやと思います。みんながみんな、なかなか関われないんですけれども、そういう気持ちのある人にはぜひ関わるチャンネル、オープンですよ、ウェルカムですよ、来てくださいねというふうになってほしい。そういう思いがあるので、できたらそういう斬新な会議をされて

いる、特に聞きたいなと思う人には聞かせてあげてほしいとは思っているんですけども、そういう町長自体持っている基本的な考え方に、この方針は反していないというふうな断言をされますか。大丈夫ですか。ちょっと危惧しています。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどから回答させていただいていますとおり、内容についてはオープンで、広く知ってもらおうということをしていかないといけないというふうに考えております。ただし、公開について、会議をずっと傍聴されることによって、会議に参加されている方々のご意見が出にくくなるような現状が起こる可能性もございますので、そういったところでは、まず自由なご意見をいただきながら、会議の目的というところを達成するということを重点に置いて行っていきたいというふうに考えております。あくまでもクローズにするのではなくて、内容についてはオープンにしていくという基本姿勢は変わっておりません。

○副議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 分かりました。

ちょっと一人一人の居場所づくりとか、もっと関わって、もっと三宅を好きになってもらうというところに、ちょっとどうかなと思ったので、質問させていただきました。

今回、興味ある人には何か関わってもらえるチャンネルというのが、機会を残しておくべきではないかなという話をしているときに、たくさん、誰がこんなん言ったとかという人が来たらどうしますかとか、ばっと押し寄せたときに、それは僕やったら意見言えなくなりますわみたいなことを言われたんですけども、何か興味のある人を敵とか味方に分けるような考え方かなと思っているので、ちょっとそういう基本的な考え方じゃなくて、何か意見は違うけれども、みんなよくしたいと思っている人ですよということで、それこそ応接というんですが、みんなでつくっていこうというような方針を大事にしながらやっていただけたらと思いますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（辰巳光則君） このメンバーの紹介をお願いしますということで、回答が、地域コーディネーター6名のメンバーの紹介は10月広報ということで、それでいいですか。事務局、もし差し支えなければ、言えるんだったら言ってもらってもと思ったんですけども。いいですか。

○6番（森内哲也君） 何か作戦的に、ここで言うよりかは、広報でば一んといくほうが面白いねとか、注目いくでとか、そういうことがあるんじゃないかなと僕は慮りましたけれども。いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今回、コーディネーターさんの分は10月広報の特集という形で組ませていただいている、コメントも幾らかの人からいただいております。そして写真のほうも掲載させてもらって、一応そこで名前を入れさせてもらって、皆さんに知っていただくという形を取りたいと思っておりますので、一応10月広報、特集号、見開きの分で行こうと思っておりますので、そちらのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（辰巳光則君） よろしいですか。

これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○副議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず初めに、三宅町個別施設計画策定支援業務報告書についてであります。

この個別施設計画、2020年、令和2年3月末時点で町が保有している全ての公共施設等を対象にしますと書かれています。なお、つながり総合センター、上但馬地区や旧乳児園、上但馬地区については、触れられておりません。つながり総合センターは、2015年12月に耐震診断した結果、耐震不足という判断がくだされ、以後使用されていません。また、乳児園については、2002年、平成14年に幼児園と乳児園の統合した後使用されていません。耐震診断を行ったのかも明らかではありません。使用されていない施設を含め、今後どのようにしていくのか明らかにしていく必要があります。町長はどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、公共タクシー利用者アンケートについてであります。

先日、三宅町が地域公共交通タクシー利用者アンケートの調査報告書が配布されました。実施期間は3月1日から4月24日まで、タクシー補助券の申請者からのアンケート結果です。申請者総数は548名で、65歳以上の人口2,412人の申請率は22.71%に当たります。

アンケートの設問で、制度が変わる場合、どれなら納得できますかに4択で、1、補助金額を引き下げる、自己負担を設ける、2、1年間に使える補助券の枚数48枚を減らす、3、申請を有料にする、4、どれも納得できないとなっており、住民負担を強いる項目で、住民負担を軽減する項目がないのはどうしてでしょうか。町長はどのように考えているのか、所

見を伺います。

次に、災害時の避難所対策についてであります。

今年の梅雨時の集中豪雨は、全国に大きな災害をもたらしました。今でも避難所生活が続いている地域もあります。今年は、災害とコロナ対策で避難所の対応も特別な対応がなされています。これから台風シーズンが到来します。三宅町として、避難所の対応はどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてであります。

総務省は8月12日、今年1月から7月3日までの約半年間に、新型コロナウイルス感染症に関する苦情や要望、行政相談が1万1,477件寄せられていることが公表しています。三宅町社会福祉協議会の個人向け緊急小口資金等の特定の相談、申請数は、4月から8月までで60件の相談、資金の融資相談は50件、1,500万円の融資となっています。三宅町への新型コロナウイルス感染に関する相談件数と内容はどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

これで終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員のご質問に回答いたします。

平成29年3月に作成された三宅町公共施設等総合管理計画により、回答させていただきます。

お尋ねの旧乳児園は、総合管理計画には、児童福祉施設、旧上但馬保育所と記載されております。耐震化診断は実施しておりません。

また、使用されていない施設を含め、今後どのようにしていくのかとお尋ねでございますが、その点につきましても、総合管理計画に、施設ごとの管理に関する基本的な方針におきまして、建築物について、公共施設全体としては耐震基準を満たさない建物については、他施設との複合化や除却等も含め、検討を行いますと記載されているとおりでございます。

ご承知のとおり、2002年に三宅乳児園と三宅幼稚園が統合して以来、三宅乳児園は廃園となり、未利用となったことから、耐震診断を実施しなかった経緯でございます。しかしながら、旧三宅乳児園に隣接する土地を駐車場に整備し、地域の一般駐車場として貸出しを行っており、近隣の事業者や住民の方の利用申請により、現在、10区画全てにおいて賃貸借契約中でございます。

これまでにも、委員会等でご質問を受け、旧つながり総合センターの解体工事の概算をお

示し、旧乳児園も同じく解体の方針であることをご説明してまいりましたが、解体費用が高額であることから、資金面のめどと解体した後の跡地売却等について、引き続き調査研究を進めているところでございます。

なお、旧つながり総合センターについては、解体を実施するまでの間ではありますが、水害時に限定した緊急避難先としての活用について、災害対策本部と消防団、地元自治会、自主防災会での運用の申合せを行ったところでございます。

2点目のご質問に回答させていただきます。

三宅町地域公共交通タクシー補助事業につきましては、利用者の経済的負担の軽減及び町民の交通手段の確保を図ることを目的とした補助事業でございます。

今年度には、本事業の財源でもある過疎債の見直しが行われること及び本事業費は年々増加していることから、来年度以降についての本事業の財源見直しも必要となります。そのため、今後事業継続を維持していくための制度改正の検討をしていかなければなりません。以前、議員皆様から受益者負担の原則についてのご意見を頂戴しておりましたので、これも見直し案の一つとして検討しております。

また、本事業の利用者の皆様には、2年前からアンケートに制度改正に関わる設問を追加し、事業内容の変更についてのご理解が得られるよう意向調査を進めてまいりました。結果については、自己負担を設ける、枚数を減らす、手数料を設けるといった改正に納得できると回答いただいた方は、合計で95.2%でありました。これは、ほとんどの方が制度改正についてご理解いただいた結果であると考えております。

なお、年内には、来年度以降の方向性をアンケート結果を踏まえ、示していかなければならないと考えております。ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

続いて、災害時の避難所対策についてのご質問ですが、広報みやけ令和2年7月号の防災特集の中で、避難所での感染症対策について掲載をさせていただいております。その中で、密を避けるための対策として、避難者同士の間隔を2メートル以上確保、避難スペースをパーティション等で隔離、手指消毒用のアルコールの設置を明記しています。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年6月に三宅町避難所運営新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し、必要な新型コロナウイルス感染症対策を事前対策と避難所の開設・運営に分けてまとめております。本ガイドラインは、避難者はもちろんのこと、避難所運営に当たる職員の感染を防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を決定するための運営マニュアルと位置づけている

ところでございます。

最後に、新型コロナウイルスの感染症拡大防止についてのご質問ですが、8月までの状況についてご報告申し上げますと、個人の税や保険料に関する相談と内容については、住民税3件、固定資産税2件の徴収猶予、国民健康保険税の減免10件、国民年金保険料の減免5件、介護保険料の減免申請は現在ございません。事業者では、中小企業信用保険法認定件数は53件でございます。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員、再質問ありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、災害時の避難所対策についてでありますけれども、これから避難所はコロナ対策が必要であります。先ほども居住スペースはどのようになっているのかという回答として、2メートル以上間隔をとって設置するというふうに答弁されました。そうであれば、今、全体のやつでは文化ホールが緊急避難所というふうになっておると言うんですけれども、あそこに入り切れない、そういう人たちが出てくるのではないかと。地域でも避難所はありますけれども、そこでもそういう間隔をとれば、実際に入れたい人たちも出てくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 回答いたします。

議員ご指摘のとおり、やはりコロナ対策をとって2メートル以上の間隔を空けての避難所となりますと、収容人数、報道でも出ておりますけれども、4割程度の減少ということは言われております。文化ホールにつきましては、ホールの面積から1人3.3平米想定ということで、通常84名の収容が可能というふうに考えております。4割減ですので50名ということになります。

例えば、広域避難所となります三宅小学校体育館では、当時、平成25年3月29日に避難所カルテを作成しておりますけれども、このとき207名、これに対して4割減ですと124名となります。これに併せまして、平成29年の21号台風のときの避難者が190名おられましたので、このあたりの同じ数の避難者がおられた場合の確保なんですけれども、文化ホールに限らず広域避難所の小学校体育館でありますとか、その他、今、議員も言われましたように、地域の公民館等の避難ということも必要になりますけれども、ただ、水害時ですので、浸水想定区域の浸水の深さから、活用できるかどうかというのは災害対策本部のほうで判断をしながら、避難所の確保をしまいたいというふうに考えております。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 避難所ですけれども、避難者が避難所に行く場合、どのように対応するのかということなんですけれども、地域の避難所に職員を配置して、避難者の健康状態の確認だとか、検温だとか、そういうのができるようにすべきではありませんか。文化ホールでは、小学校などでは一応、職員がそこに配置されて、そういう対応ができると思うんですけれども、そうでないところでは、なかなか地域の自主防災会などが行うということになるということになるかも分かりませんが、そこへやはり職員を配置して、職員自身がいろいろと自主防災の方と相談して行っていくということが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 防災ですので、私から答えますけれども、おっしゃるように、もし分散避難等の場合ですけれども、長期化しましたらやはり初動としては町の保健師がそういった保健指導に伺うということも必要かと思います。さらには長期化する場合には、やはり外部からの医療チーム等の受入れというのが必要になってまいります。これにつきましては、あざさ苑を今現在、防災計画上重要施設として位置づけしておりますので、そのあたりを活用しながらの対応になってくるものと考えます。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 地域の避難所に対して職員を配置するということについては、今答弁がなかったんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 地域に職員を配置してはどうかというご提案かなというふうに思いますけれども、実際、前回の21号のような台風被害があったとき、職員の数というところが非常に足らなかったというのが災害を通じて経験したところでございます。まずは住民の皆さんの安全、命を守るためにできることをしっかりとしていきたいというふうに考えています。

また、各地域の公民館におかれましても、発熱があった方については、福祉避難所のほうにご案内をしていただくなど、しっかりと自主防災会や地域自治会の方々と連携をしながら、お互いに支え合いながら、そういった対応のほうを努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほどの回答のところでも、今年6月に三宅町の避難所運営新型ウ

ウイルス感染症対策ガイドラインを作成して、必要な新型コロナウイルス感染症対策を事前対策として、避難所の開設・運営に分けてまとめていますというふうに答弁あったんですけども、ここのガイドラインについては、議員自身には全然見せられていないし、そういうこと自身を住民にこういうのをつくっているという公表もなかったのではないかとというふうに思うんですけども、こういうのをつくっているのであれば、町の広報だとか、そういう部分でやはり住民に、町としてこういうふうに対応しているということを住民に知らせる必要があるのではないかと思います。

そして、今までの避難所生活なんですけれども、今までの三宅町での避難所を開設した場合の長期化するということは、僕自身も一回も経験はしていないんですが、今後そういう場合があり得るということも考えられます。そういうときの対応として、3つの要件が必要ではないかというふうに思うであります。避難者の免疫力を維持向上させるための対策、そして感染の防止のため、衛生環境への助言と支援を行う。3番目に、避難者への適切な医療措置を行うということが、今後求められてくるのではないかとというふうに思うんです。そういう点で、三宅町としても今後そのような避難所が長期化した場合に、どういう対策をとっていくのかという点についても、もっと専門的な助言を専門家から受けていく必要があるのではないかとというふうに思うんですけども、こういうことに対する検討はされているんでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのご質問ですけれども、現在、奈良県において、災害時の保健活動マニュアルが作成されております。その作成マニュアルに基づき、町の保健師、看護師によって、現在、時間経過ごとの系図に沿った、町の保健師であったり看護師が果たす役割であったり活動内容について、協議実施しておりますので、マニュアルのほうを今現在、作成しておるところです。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 今の質問で、ガイドラインのこととか。

町長。

○町長（森田浩司君） ガイドラインのところの、先ほどお答えさせていただいたとおり住民さんに関わる部分に関しては、2メートル以上の確保であったり、避難所スペースのパーティション等々の、住民さんの関わる場所に関しましては、広報やホームページ等でお示しをさせていただいているところでございます。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、こういうお医者さんやその他の専門家とのことについては、そのマニュアルをつくっているということですので、次にいきたいと思います。

水害の場合、今までも、垂直避難をしてくださいというふうに住民さんにも町長は答弁されたわけですが、そういう避難生活が長期化した場合に食料品などの救援物資の届けるという体制が、そういうことについてはどのようになっているのでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 救援物資の届ける方法ですが、現実、職員の数も限られる中ですので、自主防災会の方にぜひともご協力をいただきながら、救援物資の届ける対策というのは考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 地元の自主防災会と協力して、対応をするということでありませけれども、そういうことなどについても、地元防災会とよく相談して、そういう場合はこういう対応を行う必要があるということなんかも、意思統一していく必要があるのではないかと、いうふうに思います。

次なんですけれども、町の個別施設の計画策定支援業務報告書ということ先ほど言ったんでありますけれども、町長の答弁では、三宅町の公共施設等総合管理計画について回答されているので、全然ものが違うのではないかと、いうふうに思うんです。今年2月か3月だったと思うんですけれども、先ほど言った個別施設計画策定支援業務報告書という概要版が議員のほうに配付されているんですけれども、これについて、つながり総合センターや幼稚園のことについては一言も書かれていないということで、こういう質問をしたのであって、全然、観点が違うのではないかと、思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、池田議員のほうからご質問がありました。三宅町の公共施設総合管理計画、一応これについては、今現在、個別施設計画策定を行っておりますが、その上位計画という形になっております。総合計画に基づいて、昨年度から個々の建物についての劣化調査を行いながら、これからどういう形にしていくかというのを今現在、個別施設計画の中で調査して、計画のほうを立てていくというような状況であります。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） その報告書については、これからつくっていくということだと思いますので、その概要だけでは分からない点もあるという説明だと思うんですけども、はっきりとその点を認識して、やはり対応をしていただきたいというふうに思います。

そして、耐震診断のことなんですけれども、町の施設で耐震診断が行われていない施設はどこがあるのでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今現在、三宅町の総合管理計画のほうでうたわれている施設というのは118施設あるんですが、今は閉鎖になっているところとか、いろいろそこからはあるんですが、その中で耐震診断を行っていないという施設につきましては、たしか7施設か8施設ぐらいになると思います。それについては、中央公民館、総合センター、総合センターの児童会館とか、団地の児童館、それに第1分団の消防の器具庫、あと団地の中にも店舗というのがあるんですが、今はもうないと思うんですが、それがちょっと残っているという形になっているので、こちらのほうでは、あと伴堂の老人憩の家、これも担当課のほうではもう廃止になっている施設です。それらが、8つぐらいが耐震診断がされていないということで、これらはどの施設についても、解体予定とか廃止とか閉鎖というような形になっております。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、答弁がなかったんですけども、東屏風の体育館だとか、あるいは町の体育館だとか、人権センターだとか、そういう点については、耐震診断がされているのでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応、耐震基準というのがありまして、それは56年という形で分かれていますので、それ以降のものについては、耐震診断のほうは行わずに、耐震診断がなすものやというような解釈でおります。

○副議長（辰巳光則君） 池田議員、あと5分ぐらいなので、簡潔に。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 最後に、コロナの問題についてお聞きしたいと思うんですけども、昨日の奈良新聞にも、奈良市の保健師などの残業時間について掲載されておりました。三宅町の場合、このコロナ問題で保健師などの勤務時間というか、その残業時間などについてはどのようなになっていますか。

○副議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） 保健師の残業時間についてということですが、奈良市につきましては、保健所を運営されておりまして、そこでPCRの検査を実施されております。そういった相談対応であったりとか、受診調整、医療機関との調整、県との調整等がございますので、残業時間が多くなっているかと思われませんが、三宅町に関しましては、直接受診の調整であったりとか、検査の対応をする状況にはなっておりませんので、別段コロナ感染症に関する残業時間というのは増加しておりません。

○10番（池田年夫君） 以上で終わります。

○副議長（辰巳光則君） これで、池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○副議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

1つ目、洪水による家屋倒壊区域の緊急避難の体制について。

水防法の改正で、家屋倒壊氾濫想定区域の指定を行うことになり、氾濫流による家屋倒壊については、三宅町では上但馬地区及び小柳地区の曾我川沿いの地域などが実際に指定されました。堤防を超えた氾濫流により家屋が倒壊するので、建物2階に避難する垂直避難ができません。どうやって命を救うか差し迫った課題です。6月の辰巳議員の一般質問に対しては、避難準備情報の段階で文化ホールへの事前の避難をお願いしたいとの回答でした。先の台風21号では、避難準備情報の発令が17時50分、町内全域の避難勧告発令が20時ちょうどで、この2時間の差は高齢者にとって軽い負担といえるのか、疑問が残ります。

コロナ感染対策で、避難所の分散化もテーマになっている中で、この地域内において緊急避難場所を確保することも積極策として検討すべきです。

家屋倒壊区域に指定された地域は、曾我川と飛鳥川に挟まれ、避難が困難な地域です。2017年10月の台風21号のときには、午後8時には全町避難勧告が出され、午後9時の水位は、曾我川では氾濫危険水域まで僅か30センチ、飛鳥川は既に氾濫危険水域を30センチ超えていました。高齢化も進んでいます。上但馬地区は2019年5月の人口で65歳以上が41.9%、75歳以上は24.7%、小柳地区は65歳以上が43.7%、75歳以上は26.1%です。

三宅町洪水ハザードマップでは、洪水のときは小柳分館は閉鎖、上但馬老人憩の家は指定

緊急避難場所となっています。2017年3月の内閣府の指定緊急避難場所の指定に関する手引では、指定基準を、1、管理条件、かつ2、立地条件を満たすこと、ただし2、立地条件を満たさない場合は、1、管理条件、かつ3、構造条件を満たすこととなっています。

水防法の浸水想定区域は、2、立地条件を満たさないとなっているので、3、構造条件が問題となります。構造条件とは、洪水のときには想定水位以上の高さに居住者等受入れ用部分があることとなっていますが、上但馬老人憩の家のある場所の浸水想定は0.5メートルから3メートル、平屋建てなので構造条件を満たしていません。手引では、指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応として、指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することを妨げていませんが、その場合は一定のリスクがある避難場所であることを明示することが求められています。

そこで質問します。

1、家屋倒壊区域で暮らしている地元自治会の班会議では、この問題は自分たちだけが何とかする問題なのか、三宅町全体の問題ではないのかという声が上がっています。三宅町は、困難な状況にある住民の一人たりとも切り捨てない町であってほしい。家屋倒壊区域住民の安全な避難について、町全体で取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

2、三宅町洪水ハザードマップで、上但馬老人の家が指定緊急避難場所と記載してあるのはなぜですか。

2つ目の質問です。国保中央病院で町民がPCR検査を受けられるのか。

国の制度である新型コロナ感染症外来病院に国保中央病院が登録申請し、実際にPCR検査の検体採取が、国保中央病院でできるようになるようです。

7月に示された奈良県の方針では、従来の重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へと切り替え、早期発見と早期隔離を目的として、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査の実施につながっています。国保中央病院の検体採取が、そのように機能してほしいです。

国立感染症研究所を頂点とした国の行政検査の枠組みは、相談、検体採取、検査の実施、クラスター調査、入院調整、受入医療機関の拡充の各段階で目詰まりを起こし、依然として検査が拡大していません。東京都では、業を煮やした医師会がPCRセンターを独自に立ち上げ、世田谷区では行政検査の枠組みではなく、社会検査として独自の検査体制をつくろうとしています。国保中央病院は、せっかくPCR検査の検体採取を始めても、行政検査の枠組みに縛られて検査実施が進まないことを懸念します。厚生労働省が8月7日に発表した都

道府県ごとのPCR検査数では、奈良県は最大推計467に対して、7月末時点の検査能力は717と上回っていますが、厚労省の最大推計は、検査の対象を濃厚接触者と限定したもので、奈良県方針とは合いません。今の勢いで感染拡大が進めば、奈良県方針に基づけば、奈良県保健研究センターなどでの検査能力が追いつかないことが起こり得ます。

そこで質問します。

1、せっかくPCRの検体検査を始めても、検査の実施能力で目詰まりを起こさないように、病院独自で民間の検査会社と契約を結び、行政検査の枠組みの外に検査実施のルートを確保していくことが必要です。三宅町としてはどう考えていますか。

2、8月10日、三宅町で初めての感染者が発生し、町のホームページで、この病気は誰もが感染する可能性があります。感染された方の人権を守る行動をよろしく願いますと呼びかけています。こういうときにこそ、人権を大切にしてきた町として、町長自らが町民に直接、感染者を差別したり、医療従事者やその子供を排除したりしないよう呼びかけるべきだと思います。町長の考えを聞かせてください。

以上です。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 5番、渡辺議員のご質問に回答いたします。

議員ご指摘の指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものですが、指定避難場所は、災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。

指定緊急避難場所は、災害の種別ごとに指定することとされ、上但馬老人憩の家は、地震等の災害における避難場所としては適切でございますが、議員ご指摘のとおり、当該地域の洪水ハザードマップにおける浸水想定水深が、0.5メートルから3メートル未満とされていることから、平屋建てである上但馬老人憩の家は構造要件を満たしていないこととなりますので、その表示方法については再度検証する必要があると考えております。

当該地域における安全な公共施設の確保という物理的な制約を補うため、現在の地域防災計画では、早期の避難情報の発信とともに三宅町文化ホールを自主避難所として開設し、早期避難を促すこととしております。しかしながら、高齢者の移動手段や当該地域における垂直避難の適否など、全ての地域住民の方が自らの判断で、その時点で最善の安全を確保でき

るかという課題があることも承知をしているところでございます。

また、指定緊急避難場所の指定に関する手引には、指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応として、指定緊急避難場所を確保することが困難な場合に、居住者等の差し当たりの安全を確保するためには、市町村において指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することや、自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定することに対して助言を行うとの明記があることから、当該地域の水害発生時の避難行動に限り、現在閉鎖中の旧つながり総合センターの利活用を検討してまいりました。

台風等の接近により洪水の発生が予測される場合には、三宅町文化ホールへの早期避難を前提とし、警戒レベル4、全員避難指示の発令時に安全な避難場所を確保できなかった住民の一時のかつ緊急避難先を確保するため、旧つながり総合センターを開放することの申合せを地元自治会、自主防災会、消防団と行ったところでございます。

続いて、2点目のご質問ですが、1点目の検査実施ルートについて。

議員がおっしゃるPCR検査の1日の判定能力である最大717件とは、保健研究センター、奈良市保健所、民間検査機関、医療機関合わせての件数です。

現在、奈良県で課題となっているのは、検体採取能力にあり、帰国者・接触者外来等での検体採取能力は1日当たり160件となっており、検査を受けるまでに待ち時間が生じています。そのため、奈良県では新型コロナ感染症外来の設置及び発熱外来クリニックの設置の支援に取り組まれております。

また、県独自に帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として認定する制度が開始され、地域の開業医でPCR検査の検体採取が可能となります。奈良県医師会でも、7月に認定制度に関する説明会が行われておりますので、今後、地域の開業医による発熱外来指定医療機関が増えていくと思われまます。

議員がおっしゃるとおり、国保中央病院においては、磯城郡3町、広陵町の基幹病院であるため、PCR検査が実施できるよう関係者間で調整を図ってまいります。

三宅町の唯一の医療機関である松岡クリニックみやけ分院においても、発熱外来認定医療機関の認定を受けていただきましたので、今後の対応方法について担当課と調整を行っております。

ただし、新型コロナ感染症外来となる医療機関については、患者が集中し、他の診療の妨げとなるおそれがあることから、1日に採取できる検体数に限度があることから、病院名は公表されません。また、発熱外来認定医療機関についても、患者が集中してしまい、他の診

療の妨げになることや、万が一陽性者が出た際の誹謗中傷や問合せが殺到するなど医療とは関係のない事柄に手を取られてしまうといったことから、公表される医療機関は少ないと考えます。このため、住民の方が新型コロナウイルスへの感染に不安を感じられ、受診を希望される場合の対応として、役場担当課が相談窓口となり、住民の方からの相談に応じ、医療機関と連絡調整を行う方向で、これから調整をまいります。

2点目の感染症の人権啓発について、議員ご質問にございますとおり、8月10日の町ホームページにおいて、町内での発生をお知らせするとともに、感染された方の人権についてのメッセージを掲載いたしました。この内容は、私自身のSNSでも、私のメッセージとして発信させていただいたものと同じでございます。

今後も、三宅町として公式な情報発信においては、きめ細やかな情報発信事業を活用し、今議会でご審議を賜ります地方創生臨時交付金事業の周知を行うとともに、私のメッセージとして、感染者や医療従事者、そしてその家族の人権を守ることの大切さを呼びかけてまいりたいと考えております。

○副議長（辰巳光則君） 再質問。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 追加で再質問を行います。

1点目の飛鳥川、曾我川で囲まれた区域、上但馬老人憩の家も含めて、この囲まれた区域には、緊急時、内閣府の手引の基準に合致するような緊急避難場所がないという回答できちんと答えていただきました。ちょっとそこのところはとても大事な問題なので、もう一度確認しておきます。現在は、洪水ハザードマップには書いてあったけれども、現在の実情としては、洪水に対して緊急避難場所があてエリアにはないということは、もう一度確認したい。それでよろしいですね。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ご指摘のとおり、構造条件を満たすという部分においては、議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただし、例えばその避難場所に集まっておられる方をまた輸送するという手段もございませぬので、そういった活用においては、避難場所として指定するのはいかがだと思いますけれども、一度集まってくたさうという部分では活用ができるものかなとも思います。

○副議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 一番確認したかったことが、住民任せにしないという、今、総務部長

がお答えになった点です。

おととい、昨日、今日の台風10号でも、家屋倒壊区域に指定された中で、一部で避難しようかという検討と準備が行われました。役場のほうにも、私から避難所開設の計画ありますかという問合せをさせていただいています。やはり、洪水ハザードマップの氾濫による家屋倒壊というふうに指定されて、赤く塗られて、まざまざと知らされると、今回の台風直撃しないことは最初から分かっていたけれども、当初の発表では24時間降雨量が350から400という、結果的にはもっと少なかったんですけども、というような予報が出されたので、もうその段階からやはりどうしようかというふうに話をしています。三宅町民の方で、10号をめぐって避難するかというふうに真剣に検討されている方は、まだまだそんなにたくさんはいでいにならなかったと思うので、やはり家屋倒壊区域に指定されたということの衝撃というか、重圧は決して軽いものではない。だから、そこは町がぜひ一緒に背負って、どうかしていくのかということをやってほしいと思うんです。

総合センターの話、前回の辰巳議員の質問も受けて、前向いて進んだということで、非常にありがたく思います。ただ、水道もないし、電気もないし、言わばトイレも使えないわけですから、本当に逃げ遅れた家屋倒壊区域の少数の高齢者を最後の最後の手段として、地元の人たちが支援して一次避難すると。一刻も早く水が収まり次第、広域避難所に避難するための最後の手段という、そういう位置づけになると思いますので、これが恒常的な方法にはならないというのは、役場のほうもよくご理解いただいていると思います。

で、確認したいんですが、もう一度しつこいですが、この家屋倒壊区域に指定された住民の避難について、役場も一緒に地元の住民と、これから先どうやったら安全に避難できるか一緒に考えていくという、そういう姿勢で臨んでいくということについては、確認していただけますか。

○副議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 地域防災計画の中でも章立てをしております、自助・共助・公助ということで、共助の部分ですけれども、やはり地元の地区防災計画というのをつくるのを手助けしていきますというようなことを書かせていただいております。

その面におきましても、地区防災計画を上但馬地区において作成されるという動きがありました場合は、行政としてもバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○副議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 一緒にやってください。精一杯頑張りますけれども、やはりみんな、

かつかつなんで、支えが必要だと思います。

では、コロナ対策のほうの質問に移ります。

実情がよく分かりました。ネックは検査の実施じゃなくて、検体採取の段階にあるということ、今の県の対策、それから国保中央病院、そして松岡医院が手を挙げてくださったということが三宅町にとっては、その最初の大きな壁をクリアできるほうに向かっているということ、ということで安心しました。

関連してちょっと質問したいことが幾つかあります。

1つは、感染した人や医療従事者に対する差別やバッシングに対して、町長お答えいただいたとおりで、そういう姿勢をいち早く町として示していただいたというのは大変よかったですと思います。ただ、やはり町長の顔写真入りで広報とか、あるいは広報用のものであるとか、そういう形で町民にダイレクトに、町長がこう言っている、町全体がそう取り組んでいるんだということを伝えるように、ぜひもう一歩前を出ていただきたいと思う。

二次対策で、今後、家庭にいろいろ直接連絡をしたりする場合もあると思いますので、機会を使って、ぜひ町長自らの顔写真入りのメッセージを町民全体にお願いしたいと思います。検討いただけないでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 本当に私自身も、この問題というのは心を痛めているところもありまして、近隣では天理外来のところでも様々な問題が起こっているということもお聞きをしているところです。もしかしたら、天理外来、いらっしゃることもあるかなと思いますし、また、そういうところではやはり私自身、事あるごとに各会議の場等々においても、冒頭の挨拶等で、そのあたりというのは必ず触れさせていただいて、直接メッセージを伝えさせていただいているところでもございます。引き続き、発信のほうというところはしっかりと続けていきたいというふうに考えております。

○副議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ちょっと関連して、いろいろ前進しているんですけども、病院名が公表できないという状況にあります。その事情は理解できますので、それはやむを得ないと思うんですが、町民の不安をどう解消するか、せつかくそうやって前進しているのに、その情報を伝えられないというのは、何とかできないかというふうに思います。

やはり、ああいう差別や排除が出てくる背景には、自分が関わったらどうなるんだろうという恐怖、不安というのが、そういうのを加速させていくということがありますので、今、

担当課を窓口として、感染者に対する検査や入院や生活支援や、そういういろいろなことを今後調整していくというふうに回答されていますけれども、どこかの時点で、もし三宅町民が感染の疑いがある、感染したかもしれないと思ったときはこうしてくださいという、分かりやすい周知をしていただけないかと。それは今の回答を聞けば、実際に実行できる環境がつくられていると思いますので、ぜひ、さっきのような二次補正で直接町民と接点持つような場面とかも使って、ぜひ直接こういうふうにしてください、必ず支援が、必ずと言い過ぎですけれども、きちんと支援するよう努力しますからという、そういう安心を伝えられるようなメッセージは必要じゃないかと思います。

10万円給付のときの町民アンケートでも、第1弾が、自分や自分の家族がかかったとき、どうしたらいいのかわからないというのが不安だというのが、圧倒的に1位の回答だったと思うので、そこに対する答えとして、ぜひそういうことをやってほしいと思うんですが、そういうことは可能でしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまの渡辺議員からのお話にありますとおり、医療機関については、医療機関側がやはり公表は差し控えていただきたいというような申出がありましたので、公表のほうはできませんけれども、できるだけ医療機関のほうと健康子ども館のほう、連絡取り合いながら、受診調整等々できればというふうに考えております。

また、9月1日に奈良県からの発表の中でも、認定医療機関としては開業医さん含め57診療所と病院について、奈良県下でPCR検査のほう受けますということで、認定制度を申請されておりますので、近隣の市町村ともちょっと連携取らせていただきまして、松岡クリニックのみならず、ほかの医療機関との調整もさせていただけたらなというふうには思っているところです。

今後、インフルエンザの流行も出てきますので、コロナとインフルエンザというのがどうしても症状似通っておりますし、判断に対してすごく医療機関も苦慮するというふうにお話は聞かせていただいているので、そういった点で松岡先生のほう、町のお医者さんでありますので、松岡先生からのメッセージということで、11月広報に、今まだ予定なんですけれども、新型コロナウイルス感染症のここと、あとインフルエンザの感染症に関しての注意事項であったりとか、受診の目安であったり、相談する際にどうすればいいかというところの記事を書いていただいて、掲載していきたいというふうに予定しておりますので、またご確認のほうをいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○5番（渡辺哲久君） 分かりました。進めてください。

ちょっと関連して……

○副議長（辰巳光則君） 渡辺さん、もうあと時間がちょっとだけなので。あと4分ぐらい。

○5番（渡辺哲久君） 高齢者施設とか障害者施設で集団感染が発生する可能性は、三宅町においてもないとは言えません。

国のほうでは、一人でも感染者が発生した場合に、その施設の入所者、職員全員に対して検査を行うということをやっと8月中旬ぐらいに方針化して、それによって集団感染を広げるのを一刻も早く狭くするという方針が出ていますが、集団感染をした、実際の障害者施設でも高齢者施設でも、施設療養というのが実態として実際進んでいて、その場合に医療チームを誰が派遣するのかというのが問題になっています。東京都では、都レベルで調整して、高齢者施設、障害者施設など、医療チームを派遣する体制をつくるということで、東京都レベルで動いているそうです。

奈良県では、町内のひまわりが、そういう場合は自分たちで支援するけれども、こういう体制でいいかという確認は保健所に三宅町を通してもらったら、医療チームについては独自に確保してくださいという返答が返ってきています。嘱託医の方に確認したけれども、もちろん地域のクリニックのお医者さんですので、いや、それはないでしょう、それは公的にやっていただけないと荷が重過ぎますという回答でした。

やはり、都道府県レベルで配置するというのを県として方針化してやるべきではないかというふうに思うので、三宅町からも奈良県にそういう働きかけをしていただけないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 問題というところは今、手探りで探っている状況ですので、今ご指摘の点等々、県のほうにも伝えていきたいと、ご意見としては伝えていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○副議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ありがとうございます。

いろいろ具体的な現状分かりましたので、ぜひこれ前に進めて、ちゃんと三宅町の中では誰一人孤立させない、そういうコロナ対策できるように力を合わせてやっていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○副議長（辰巳光則君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日8日より17日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月18日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時14分）

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和2年9月18日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 渡 辺 哲 久 | 森 内 哲 也 |
| 辰 巳 光 則 | 松 田 晴 光 | 衣 川 喜 憲 |
| 池 田 年 夫 | | |

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|----------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | 総 務 部 長 | 岡 橋 正 識 |
| みやけイノベーション推進部長 | 宮 内 秀 樹 | 住民福祉部長 | 岸 部 聖 司 |
| 健康子ども局長心得 | 植 村 恵 美 | まちづくり推進部長 | 江 蔵 潔 明 |
| 教育委員会事務局長 | 森 本 典 秀 | 会 計 管 理 者 | 吉 田 明 宏 |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 中 谷 亮 一 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | モニター室係 | 村 島 有 紀 |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 辰 巳 光 則 8 番 議 員 松 田 晴 光

令和2年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和2年 9月18日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設委員会委員長報告
- (3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） 定刻となりましたので、令和2年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る9月7日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月8日と10日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、松田晴光君。

○決算審査特別委員会委員長（松田晴光君） 審査特別委員会報告をいたします。

去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、7日に当委員会に審査付託を受けました令和元年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適切かつ効果的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る8日、10日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初にご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費比率については、平成30年度より令和元年度は8.9%から9.9%になり、将来負担比率も32.6%と基準値を下回り、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

それでは、まず令和元年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額が34億

9,797万8,476円で、歳出決算額は34億437万8,723円、歳入歳出差引額は9,359万9,753円であります。

次年度へ繰り越す事業として、公債償還基金積立金、三宅1号線道路整備事業、ICT環境整備事業に係る一般財源分である繰越明許繰越金4,257万6,000円と歳計剰余金繰越金5,102万3,753円が繰り越されています。

次に、歳入について、主なものとして、町税で6億394万1,539円となり、徴収率は99.8%、歳入決算額に占める割合は17.3%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億5,515万8,085円で、歳入決算額の4.4%であります。

地方交付税は16億7,114万2,000円、歳入決算額の47.8%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金をはじめ式中中学校普通交付税負担金、町営住宅使用料並びに指定ごみ袋売払手数料ほか、各施設使用料等を含め9,810万3,736円で、歳入決算額の2.8%となっております。

国・県支出金では、障害者自立支援給付費、児童手当交付金、地方創生推進交付金、社会資本整備事業補助金、子ども・子育て支援交付金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金、各種福祉医療費県費補助金、県民税徴収事務委託金等を合わせ4億4,189万444円となり、歳入決算額の12.6%となっております。

財産収入では、土地売払収入、各基金利子等を合わせて815万8,438円となり、歳入決算額の0.2%となっております。

寄附金では、一般寄附金並びにふるさと納税で1,709万2,250円があり、歳入決算額の0.5%となっております。

繰入金並びに繰越金では、公債償還基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて2億808万2,890円となり、歳入決算額の5.9%となっております。

諸収入においては、奈良県市町村振興協会市町村交付金、社会福祉協議会指定管理料及び運営補助金返納金、地方創生に向けて「がんばる地域」応援事業費、住宅新築資金等貸付金償還金の返戻、職員駐車場収入、一般コミュニティ助成事業助成金等を合わせて2,952万3,094円となり、歳入決算額の0.8%となっております。

町債では、臨時財政対策債、各過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債を合わせて2億6,488万6,000円となり、歳入決算額の7.6%となっております。

次に、歳出については、予算額に対する執行率は93.1%となって、そのうち議会費は

6,108万4,509円で、歳出決算額に占める割合は1.8%。

総務費は、総務管理費、徴税費、選挙費ほかで7億6,880万1,160円の22.6%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め10億8,856万3,483円の32%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費を含め2億1,900万3,263円の6.4%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は、合わせて4,935万5,246円の1.4%。

土木費は、土木総務費、道路橋梁費、都市計画費、まちづくり費、住宅費を含め4億847万2,837円の12%となっております。

消防費においては、1億7,746万2,938円の5.2%となり、教育費では、小・中学校費及び社会教育費等を含め3億946万919円の9.1%であります。

公債費においては、元金利子を含め3億2,217万4,368円で9.5%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから会計全体の人件費で9億405万2,000円となり、歳出決算額の26.6%になっております。

補助費等については、退職手当組合負担金、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営補助金、後期高齢者医療給付費負担金、国保中央病院負担金、U I ターン促進事業補助金、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金並びに式下中学校組合分担金等で3億6,014万5,000円となり、歳出決算額の10.6%になっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億9,941万3,000円となり、歳出決算額の14.7%を占めております。

また、投資的経費については、総務費、土木費並びに教育費等の普通建設事業費が3億1,010万5,000円となり、歳出決算額の9.1%になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、人件費における職員の時間外手当が昨年度より増加していることによる要因及び対策についてを。

総務費においては、町広報紙の在庫部数廃棄について、個別施設計画策定に係る各施設の劣化調査分析について、マスコットキャラクターPR事業経費について、地域の人口ビジョンに係る予測及び安定化のシナリオ検討業務の経費内訳及び住民の関わりについて、地域公共交通事業の継続について、U I ターン促進事業にて転入された地域及び伸び率について、人口拡大を図る先進地視察や町外の好事例について、タウンミーティング・まちづくりトークの参加者を増やすアイデア等について、町例規集の例規執務サポートシステムについて、

職員研修の内容について、庁舎照明器具LED導入による電気料金削減効果について、土地貸借による職員駐車場の用地買収検討について、幼稚園の水道管破損による緊急修繕についてを。

民生費においては、乳幼児医療費助成事業について、老人憩の家運営事業の生活相談・生活支援業務委託費について、高齢者ニーズ調査事業について、人口ビジョンと介護保険の連携について、訪問入浴サービス等委託料について、子ども・子育て支援事業計画策定業務の不用額について、園児の遊び・生活・行事に要する経費について、正課体育・リトミック導入による効果について、また子育ての支援が行き届かないことによる虐待の課題についてを。

農林水産業費においては、キッチンカーイベントブース使用料の稼働状況について、農業次世代人材投資事業の認定新規就農者についてを。

商工費においては、プレミアム付商品券発行数が当初見込みを大きく下回ったことについてを。

土木費においては、近鉄石見駅周辺地区のまちづくり基本構想案修正業務及び地形図修正業務の委託先並びにどのような専門性があるのかについて、企業立地奨励金について、企業立地PRパンフレットの進捗状況及び今後の計画について、企業からの問合せはあるが企業立地に結びつかない理由について、町道管理の街灯をLED化したことによる電気代削減について、交通安全対策事業に防犯カメラを追加できないかについて、老朽危険空き家の伴堂地区について、空き家対策の今後について、公園草刈り剪定業務委託料についてを。

消費費においては、地域防災計画等改定業務の委託業者及び住民が関わることによる経費削減について、非常用発電機設置検討業務委託料について、防災備蓄品使用期限の点検について、洪水ハザードマップ作成更新業務委託料の内訳及び今後の方策について。

教育費においては、子育てのための施設等利用費について、空調設備設置工事請負費の内訳について、PCB廃棄物処理委託料について、学校給食地産地消促進事業について、小学校における熱中症対策の取組について、教材費の副読本について、地域人権学習授業の委託先と内容について、人権学習研修参加者の意見について、青少年野外活動について、文化ホールの活用状況について、公民館分館等補助金の検討結果について、公民館分館補助金の増額検討について、マラソン大会の町外からの参加者について、おのおの質疑をいたしました。

次に、歳入についての質疑としては、地方創生交付金及びプレミアム付商品券事業の不用額について、解放会館使用料について、解放会館の名称を条例改正により人権センターに変更することについて、地域防災計画の再検討について、地方交付税について、過疎対策事業

債の償還について、令和元年度末基金残高について、地方財政法第5条の特例として発行が許可されている臨時財政対策債について、町税の執行停止と不納欠損について、平成30年度の比較により町民税は減少、固定資産税は増加している要因について、各税込及び譲与税交付金の状況から住民生活の苦しい状況は予想され、今年のコロナ禍の状況によりその状態はさらに厳しくなることから、丁寧な滞納対策を行って頂きたいことについて、住宅使用料滞納分の実状と今後の対策について、個人番号カード普及率について、老人クラブの活動に対する補助金の不用額について、幼児教育無償化の影響による国庫負担金について、ブロック塀臨時特例交付金に伴い、通学路におけるブロック塀の点検結果及び補修についての質疑を行いました。

次に、全体概要についての質疑としては、高齢化による財政状況の悪化により、一般会計からの国保、後期、介護特別会計への持ち出しが増え、2025年に高齢化のピークを迎えることによる将来像の課題と認識について、過疎指定脱却に向けての対策について、道路及び下水道配水管のインフラ整備計画について、県営水道転換による財政見通しについて、複合施設のランニングコストについての質疑を行いました。

また、今後の予算編成時における町の対応、将来における全般的な財政運営状況を確認し、一般会計の歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額7億1,188万8,851円に対しまして、歳出決算額は7億991万3,144円で、実質収支は197万5,707円となった決算内容であり、歳出では、柔道整復師療養費の不正請求について、審査支払手数料を、歳入では、滞納整理の現状について、奈良県下統一による保険税負担が増加する懸念について、一般会計繰入金の基準についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

続いて、令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額1億2,223万2,963円に対しまして、歳出決算額は1億2,216万9,663円で、実質収支額は6万3,300円の決算内容であり、歳出では、昨年度比較による後期高齢者医療広域連合納付金の増額についてを、歳入では、保険料の滞納についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和元年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額7億4,980万4,146円に対しまして、歳出決算額7億3,224万7,186円で、実質収支額は1,755万6,960円であり、歳出では、昨年度比較による基金積立金の減少について、生活支援コーディネーター業務と地

域包括支援センターとの関連についてを、歳入では、保険料の不能欠損について、保険料を滞納したことによるペナルティについて、また高齢化は進んでいるが、介護会計が比較的悪化していない要因についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、歳入歳出決算額はともに3億4,609万7,896円であり、歳入において、使用料滞納について、公共下水道事業債の対象事業についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和元年度三宅町水道事業会計決算額については、収益的収入決算額1億7,547万5,033円に対しまして、支出決算額は1億6,777万3,808円で、収支差引額770万1,225円となっております。

また、資本的収支における収入決算額は623万4,600円、支出決算額は5,645万1,410円で、収支差引額は5,021万6,810円の収入不足となるため、過年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、固定資産明細書の有形固定資産構築物の内訳及び年度末現在高についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、本委員会に付託を受けました令和元年度各会計決算の審議経過であり、また各種事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしました。

また、本委員会における議員間討議を行い、決算審査特別委員会資料の各種事業概要に、評価指標、達成度、問題点や改善点などの明記が必要ではないかとの意見が出たことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 続いて、9月11日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） 去る9月7日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、11日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算案についてです。

歳入では、地方交付税で、普通交付税額の確定により9,759万6,000円の増額補正がされています。

使用料及び手数料では、廃棄物処理手数料に滞納が生じたことにより2,000円の増額補正

がされています。

国庫支出金では、国の第2次補正分に係る新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として総額8,105万3,000円のうち、総務建設委員会所管では6,060万6,000円の増額補正がされています。

繰越金では、令和元年度決算額の確定に伴う前年度歳計剰余金繰越金が4,102万3,000円の増額補正がされています。

諸収入では、消防団の活動に係る安全装備品整備及び健康診断の実施等の団体に対する助成金として11万円、また山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金の確定により42万9,000円が、おのおの増額補正されています。

次に、歳出について。

議会費においては、新型コロナウイルス感染症対策補正予算の財源として、令和2年6月から8月の3か月間に支給する議員報酬額を現在の10%減額から20%減額とする80万8,000円の減額補正がされています。

総務費では、新型コロナ対策事業として、町が所有する公共施設においてテレワークを推進するため、公衆無線LAN等設置委託料2,000万円の増額、コロナ禍において在宅で有意義な時間を過ごしてもらうため、複合施設に整備予定の図書室を拡充させることによる蔵書検索・管理システムの導入及び蔵書図書を購入費2,060万6,000円の増額、新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る職員の時間外勤務手当126万円の増額、職員のテレワーク実施を目的とするネットワークシステムの環境構築等委託料500万円の増額により、合計で4,686万6,000円の増額補正がされています。また、新型コロナ対策事業以外として、職員の育児休業等による臨時的任用職員の増額並びに一般職員及び会計年度任用職員に係る人件費の過不足調整により159万9,000円の増額、昨年7月21日執行の参議院議員選挙執行経費確定に伴う委託金返還金8万9,000円の増額、同じく昨年4月7日執行の知事及び県議会議員選挙執行経費確定に伴う委託金返還金10万円の増額、情報系電子算計算システム機器購入において新型コロナウイルスの影響により機器調達が困難なため、機器購入費等1,037万8,000円の減額、公債償還基金積立金1億3,464万円の増額、公共施設等整備基金積立金42万9,000円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて1億7,334万5,000円の増額補正がされています。

衛生費においては、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金93万6,000円の減額補正がされています。

消防費では、新型コロナ対策事業として、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防

止に必要な備品等購入費1,500万円の増額補正がされています。また、新型コロナ対策事業以外として、消防団装備品の携帯用投光器購入費11万円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて1,511万円の増額補正がされています。

予備費では、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため417万8,000円の増額補正がされています。

次に、審査の経緯についてです。

歳出では、複合施設にテレワーク機能を整備するための経費を含めた建設費用について、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止に必要となる備蓄品及び保管用倉庫購入費及び空調換気設備の設置並びに町職員の防護服等の備蓄について、コロナ禍における町内避難所の収容人数について、複合施設に整備される蔵書検索・管理システムが奈良県内図書館蔵書横断検索システムと接続するのかについて、職員の新型コロナウイルス感染症対策事業に係る時間外勤務手当の影響などについて、職員が自宅等で行政事務が行えるためのテレワーク環境構築事業における情報セキュリティについて、ごみ収集における新型コロナウイルス感染症対策についてなどの質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第34号です。三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定案については、公職選挙法の改正に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、必要な事項を定めるものであり、公費負担となるには、供託物が三宅町に帰属することとならない場合に限ることについての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第9号 専決処分事項報告です。

令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、国の第2次分です。関連事業の実施に伴う関係予算の増額を緊急に行ったもので、歳入では、国庫支出金で、国の第2次補正分に係る新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として総額8,661万2,000円のうち、総務建設委員会所管では8,536万8,000円の増額補正がされています。

県支出金では、県内消費喚起支援事業補助金1,022万4,000円の増額補正がされています。

次に、歳出についてです。

衛生費においては、新型コロナウイルス流行の第2波や、今後の災害時に備えるための備蓄品として、サージカルマスク及び薬用消毒ミストを町内全世帯及び町外に在住する三宅町

内出身の学生に配布するため、感染症対策用品配布事業委託料等1,308万5,000円の増額補正がされています。

商工費では、新型コロナウイルス感染対策事業等に係る職員の時間外勤務手当72万円の増額、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内の経済循環及び地域商業活性化を目的とする消費喚起支援事業実施経費8,178万7,000円の増額で、合計8,250万7,000円の増額補正がされています。

次に、審査の経緯についてです。

歳出で、新型コロナウイルス流行に備えるための備蓄品配布対象者である町外に在住する三宅町内出身の学生数について、新型コロナウイルスの影響を受けている町内の経済循環及び地域商業の活性化を推進する消費喚起支援事業について、また今回の新型コロナウイルス関連事業補正予算の住民に対しての周知についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、本委員会における議員間討議を行いました。出た議員の意見を取りまとめて、議会より提言として理事者に提出するところまでは至りませんでした。災害時における避難所対策について、海外の事例を参考にするなど、根本的に検討する必要があるのではないかなどの意見が出たことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） 続いて、9月14日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 福祉文教委員会の報告をします。

去る9月7日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、14日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、国の第2次補正分に係る新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として総額8,105万3,000円のうち、福祉文教委員会所管では2,044万7,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金858万円の増額、令和元年度介護保険料軽減強化負担金の実績額確定に伴う過年度分介護保険料軽減強化国庫負担金3万6,000円の増額、令

和元年度障害者自立支援給付費及び障害者医療費国庫負担金確定に伴い57万9,000円の増額、G I G Aスクールサポーター配置支援事業に伴う公立学校情報機器整備費補助金57万5,000円の増額などにより、合計で3,021万7,000円の増額補正がされています。

県支出金では、国庫支出金と同様に過年度分介護保険料軽減強化県負担金1万8,000円の増額及び障害者自立支援給付費県負担金26万7,000円の増額などにより、合計で28万5,000円の増額補正がされています。

諸収入では、令和元年度三宅町社会福祉協議会運営補助金及び保健福祉施設あざさ苑指定管理料の精算による返還金184万7,000円の増額補正がされています。

次に、歳出について。

総務費においては、新型コロナ対象事業として、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日生まれの新生児1人対して10万円を支給する新生児特別定額給付金事業経費351万円の増額、また新型コロナ対策事業以外として、デジタル手続法施行により、社会保障分野においてマイナンバーカードを活用することにより、住民の利便性を図る目的に、社会保障・税番号制度システム整備費858万円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて1,209万円の増額補正がされています。

民生費では、新型コロナ対策事業として、新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る職員の時間外勤務手当81万円の増額、また新型コロナ対策事業以外として、職員の退職や育児休業等による臨時的任用職員の増額、一般職員及び会計年度任用職員に係る人件費並びに人材派遣委託料の過不足調整により519万9,000円の減額、心身障害者医療費助成事業、老人医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業の令和元年度実績の確定に伴い、県補助金の返還金99万9,000円の増額、民生児童委員活動事業3万7,000円の減額、令和元年度障害児給付費等国庫及び県費負担金並びに障害児放課後等デイサービス利用支援費補助金の実績確定による返還金52万1,000円の増額、令和元年度後期高齢者医療給付費確定による系列市町村負担金630万5,000円の増額、令和元年度子ども・子育て支援交付金の実績額確定に伴う国庫負担金返還金21万5,000円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて、合計で361万4,000円の増額補正がされています。

衛生費では、新型コロナ対策事業として、中学生までの児童を対象とするインフルエンザ予防接種費用助成事業248万9,000円の増額、公共空間での感染機会の削減及び感染拡大防止による公共施設感染症保健衛生用品購入費200万円増額及びオンラインPCR検査委託費150万円の増額、感染症蔓延期や災害時における医療救護活動等を行うための車両購入費178万

円の増額により、合計で776万9,000円の増額補正がされています。

また、新型コロナ対策事業以外として、未熟児養育医療費、母子保健衛生費及び緊急風疹抗体検査事業の令和元年度実績の確定に伴い、国庫負担金及び国庫補助金の返還金44万9,000円の増額、新型コロナの影響により各種の健診事業及び健康教室の経費で11万5,000円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて、合計で833万3,000円の増額補正がされています。

教育費では、新型コロナ対策事業として、新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る職員の時間外勤務手当18万円の増額、奈良県域の共同によるGIGAスクールサポーター配置支援事業委託料115万円の増額、小学校ICT化に向けた環境整備事業委託料及び学習系パソコン購入費1,639万4,000円の増額、式下中学校会計のGIGAスクール構想加速化事業実施に伴う中学校分担金544万6,000円の増額により、合計で2,317万円の増額補正がされています。

また、新型コロナ対策事業以外として、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金事業費の確定に伴い、国庫及び県費補助金返還金17万2,000円の増額、小学校特殊建築物定期点検委託料54万6,000円の増額、当初予算に計上された蔵書管理システム構築費を地方創生臨時交付金の活用による過疎対策事業債へ振り替えたことによる669万9,000円の減額により、新型コロナ対策事業分と合わせて合計で1,718万9,000円の増額補正が行われています。

次に、債務負担行為について、放課後児童健全育成事業（学童保育）の業務委託について、令和2年度において業者選定を実施し、令和3年4月より2年間の業務委託に必要な事業費について、地方自治法第214条の規定に基づき、令和4年度までの限度額5,777万5,000円の債務負担行為が行われています。

次に、審査の経緯について、歳入歳出の質疑として、雑入に関して、三宅町社会福祉協議会運営補助金及び三宅町保健福祉施設あざさ苑指定管理料返還金の内容についてを、新生児特別定額給付金事業に関して、対象児童数の見込み及びきめ細やかな案内についてを、新型コロナウイルス感染症対策事業に関して、オンラインPCR検査及び医療介護活動用車両購入についてを、幼稚園費に関して、会計年度任用職員及び人材派遣者おのおのの人数についてを、学校管理費に関して、三宅小学校特殊建築物定期点検委託料についてを、ICT環境整備事業に関して三宅小学校ICT環境整備事業に伴う業者選定についてを、債務負担行為の放課後児童健全育成事業に関して、学童保育児童以外の取組についての質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第31号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案について、歳入では、繰越金において、前年度歳計剰余金の確定により97万5,000円の増額補正がされています。

歳出では、退職被保険者の遡及適用による過年度分納付金、令和元年度特定健康診査・保健指導負担金の国庫及び県負担金の実績確定に伴う返還金並びに予備費において、財務調整のため合計で97万5,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第32号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度歳計剰余金の確定による繰越金6万3,000円の増額。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度保険料の広域連合への負担金6万3,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第33号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金で、令和元年度の実績報告に伴う追加交付があり、合計で1,252万円の増額補正がされ、繰入金では、介護給付費準備基金繰入金611万7,000円減額補正され、繰越金では、決算の確定に伴う繰越金1,745万6,000円が増額補正されています。

歳出では、諸支出金の償還金及び還付加算金で、地域支援事業交付金の実績に伴う国及び県並びに支払基金交付金への返還金として501万1,000円の増額補正がなされ、基金積立金では、前年度繰越剰余金の確定により、準備基金への積立てのため1,884万8,000円の増額補正がなされており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第35号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定案については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、通知カードの廃止に係る規定の施行期日が令和2年5月25日とされたことに伴い、本町手数料徴収条例においても、この改正に基づき、通知カード再交付手数料の規定を廃止するため、条例の一部を改正するものであり、通知カード廃止によるマイナンバーカードの手続及び住民周知についてを、マイナンバーカード取得率についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号 財産の取得については、ICT環境整備事業学習系端末機器を奈良県の共同調達による購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

で、奈良県共同調達による業者選定内容及び奈良県内同一システムについての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第9号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（国の第2次分）関連事業の実施に伴う関係予算の増額を緊急に行ったもので、歳入は、国庫支出金で国の第2次補正分に係る新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金として総額8,661万2,000円のうち、福祉文教委員会所管では124万4,000円の増額、学校保健特別対策事業費補助金54万7,000円の増額補正がされています。

県支出金では、教育支援体制整備事業費補助金67万5,000円の増額補正がされています。

次に、歳出においては、教育費において、スクール・サポート・スタッフ配置促進事業及びきめ細やかな児童生徒支援事業の非常勤職員報酬135万円の増額、学校における感染のリスクを避けるための物品購入として111万6,000円の増額補正がされており、感染症対策事業に関してきめ細やかな児童生徒支援事業の実施期間についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま、決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の報告が終わりました。私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町令和元年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計の3議案の反対討論を行います。

令和元年度三宅町一般会計決算は、令和元年10月からの消費税8%から10%に引き上げられ、政府の対策として、幼児教育・保育無償化、食料品の軽減税率の導入、クレジットカードや電子マネーなど、いわゆるキャッシュレスの支払いをした場合、支払額の2%または5%のポイントを還元する制度、増税後9か月間などが導入され、国民に負担を強いられる

年度でありました。

本町は、平成29年4月に総務省から過疎地域に指定され、9月から過疎地域自立計画に基づいて過疎債の申請が行われ、過疎債は7割が交付税として処置されますが、令和元年度の過疎債は6,788万円、町債の残高は6月1日現在53億4,277万円で、将来負担比率も昨年の37.6%から32.6%と改善をされていますが、将来の住民に負担を負わせることになっています。

一般会計の実質収支額は5,102万円を翌年度に繰り越し、基金についても、昨年3月31日から1年間で基金が1億78万円増となっており、単年度収支額は1億5,000万円となり、住民の切実な要望の実現がおろそかにされています。

同和事業の残事業であります一部地域の老人憩の家運営事業で、生活相談、生活支援委託料、地域人権学習事業委託料など、委託先の応募がないということで、継続して行われており、三宅町の財産である土地についても、同和事業、地方改善・環境改善事業、小集落地区改良事業で購入した土地で、事業残地の土地が約7,600平米残されており、以前から問題になっているつながり総合センターの解体の時期、旧幼稚園の処理についても、明らかにされていません。

国民健康保険会計、介護保険会計についても、決算資料の最後に掲載されておりますが、消費税の引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられている社会保障4経費その他社会保障施策に関する経費を平成27年度から令和元年度まで一覧にしてみると、社会保障財源分の市町村交付金の合計も、平成27年度が4,900万円から、令和元年度は4,416万円と減額となり、反対に三宅町の一般財源からの持ち出し分については、平成30年度より1,146万円増の4億6,962万円となっています。

また、滞納についても、固定資産税、町営住宅、国民健康保険、下水道4会計で増加しています。

令和2年度三宅町の給与所得の平均を調べてみますと、294万円となり、300万円以下が1,880人、65.4%で、国民健康保険については、加入者の1,642人の中で所得250万円以下が加入者の91.4%にもなり、滞納額が増加していることは、住民の生活は高齢化とともに苦しくなっていることを示しています。

以上で、三宅町令和元年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計に対する反対討論を終わりますが、他の議案については賛成といたします。

○議長（衣川喜憲君） ほかに討論ございませんか。

松本議員。

- 4番（松本 健君） 総務建設委員会及び福祉文教委員会で議論のあった承認第9号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算についてに対して、反対の立場から討論いたします。

様々なコロナ対策を取られていること自体には反対ではありませんが、そのうちの一つで消費喚起支援事業というものがございます。商品券の7割が町外でも使えて、3割は町内でやるというものでしたが、その3割の部分に対して、今回は新たにセレクトギフトのような形で町内での消費喚起を広げるといような説明を最初に受けておりましたが、最終的には、その3割の消費はセレクトギフトのみで、町内の商品券としては扱えないといような形になっておりました。

そもそも町内での消費喚起について、町内での商店が少なくて使い道が難しいというところを解決するための手段として、セレクトギフトという手段を加えていると理解しておりましたが、今の状態では逆に使い道を少なくするよな危惧を感じております。

この先もこのよなパターンは何回も出てくると思っておりますけれども、将来のためにもそういふよな考慮が必要かと思ふことも含めて、反対討論とさせていただきます。

以上です。

- 議長（衣川喜憲君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和元年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 令和元年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第6号 令和元年度三宅町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第31号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第33号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 財産の取得についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長(衣川喜憲君) 以上で、本定例会に提出されました議案は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月4日の開会以来、15日間にわたり慎重審議を賜り、令和元年度一般会計決算をはじめとする決算認定6件、令和2年度一般会計補正予算案をはじめとする補正予算4件、条例の制定及び一部改正2件、議決案件1件、承認1件、人事の同意1件について、各議案全て原案どおり認定、可決、承認、同意をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は収束の出口が見えない中、経済との両立、新型コロナウイルスと共存する社会の構築と、新しい生活様式の実践を進めていかなければならない情勢にあります。この後、季節は秋、冬へと向かい、インフルエンザの流行も懸念されるところでございます。そのような中、医療従事者や介護関係の皆様をはじめ、感染症対策にご協力をいただいている全ての方に感謝とエールを送りたいと思います。

一方、心を痛める事象としては、感染者に対する詮索や差別的な発言が全国的に起こっていることです。誰もが感染する可能性がある中、コロナ禍を克服し、ワンチームとなって未来をともに切り開いていかなければなりません。

しかし、社会がどのように変化しても、人権が尊重され、多様性を認め合える社会ができなければなりません。新型コロナウイルス感染症と向き合う時代をどう生きるかが、私たちに問われています。

そのような中、今議会で専決処分のご承認を賜りました一般会計第4回補正予算の執行については、8月より地域振興券、ギフト券発行の準備を進めており、10月から住民の皆様への発送を行う予定です。また、各ご家庭での備蓄品として、サージカルマスクと消毒液の配送については、既に業務発注を行っており、調達ができ次第、順次宅配便にて全戸配布の予定としております。また、学校現場におけるスクール・サポート・スタッフ配置事業等の各種支援事業についても、着実に進めているところでございます。

引き続き、地方創生臨時交付金2次補正分による新規事業の展開により、住民生活の支援と安定を図ってまいりますので、議員皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びになりましたが、残暑が大変厳しくなっております。議員皆様方にはご自愛いただき

ますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 繰り返しとなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の生活に不安を感じている方も多いことと思います。悩んでいる方が孤立してしまうことのないよう、理事者各位と議員各位が協力し合い、ぜひ温かく寄り添いながら見守っていただけるようお願いいたしまして、令和2年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員